

# Disclosure 2021

## JA岩手県信連の現況





## CONTENTS

トップメッセージ	2
1. JA 岩手県信連をご理解いただくために	3
経営方針	4
JAグループ・JAバンクシステム	6
事業の概況	9
地域貢献情報	15
2. 取り扱い業務のご案内	25
貯金業務のご案内	26
融資業務のご案内	28
為替・証券業務のご案内	30
その他サービスのご案内	32
手数料のご案内	33
3. 財務内容のご報告	35
財務諸表	36
経営指標	54
損益の状況	55
貯金業務の状況	58
貸出金業務の状況	59
有価証券等の状況	64
為替・受託貸付金業務の状況	67
自己資本比率の状況（単体）	68
4. コンプライアンス等への取り組み	83
コンプライアンスへの取り組み	84
マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応	85
利用者保護への取り組み	86
利益相反管理方針の概要	87
個人情報保護への取り組み	88
金融ADR制度への対応	89
金融円滑化への取り組み	90
内部監査体制およびリスク管理体制	91
5. 当会のプロフィール	93
組織図・職員数	94
役員	95
店舗・会員数等	96
当会のあゆみ	97
6. 索引	98

※本冊子は農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー資料です。  
 ※計数は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示していることから、増減などが表示上の計算と一致しない場合があります。  
 ※構成比は100に調整しております。

## トップメッセージ



経営管理委員会会長  
小野寺 敬 作



代表理事理事長  
菅 原 和 則

みなさまには、平素より私ども岩手県信用農業協同組合連合会（愛称「JA岩手県信連」）をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

当会の業務運営方針や令和2年度の業績および業務内容をご紹介するため、ディスクロージャー誌「JA岩手県信連の現況」を作成いたしました。ぜひご高覧いただき、当会に対するご理解を深めていただければ幸いです。

当会は昭和23年の創立以来、農業専門金融機関ならびに地域金融機関として、岩手県農業の維持・発展および地域のみなさまに食の安全と安心をお届けすることを金融面からサポートするとともに、地域のみなさまの生活向上に資するべく幅広い金融サービスの提供に努めてまいりました。

さて、令和2年度の国内経済は、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」という）の拡大による緊急事態宣言等により、経済活動が大幅に縮小し、内閣府が発表した令和2年度の実質GDP（速報値）はマイナス4.6%とリーマンショックが起きた平成20年度のマイナス3.6%を超える下落となりました。

農業を取り巻く情勢においても、新型コロナウイルスの影響により牛肉や牛乳、花卉の需要が大幅に減少したほか、米の価格が下落し、農業者およびJA経営への影響が甚大となりました。また、技能実習生を含む外国人新規入国が停止していることから、生産現場における人手不足が深刻となるなど、影響は多岐にわたっております。さらに、県内においては、記録的な大雪による農業施設被害が生じており、金融支援等の対応を継続していく必要があります。

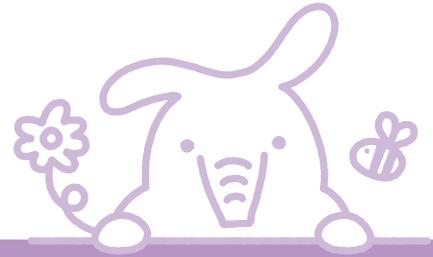
こうした情勢下、当会は第18次経営3か年計画の2年度目として、JAバンク岩手の持続可能な経営基盤の確立・強化に向けて、担い手経営体等への出向く体制づくりの再構築や、営農経済事業の収益力向上・収支改善、また店舗・ATM再編および再編後の組合員・利用者の利便性・満足度向上等に向けたJAの取り組みを支援いたしました。

今後とも、「農家組合員の所得増大と農業生産の拡大」、「地域の活性化」、「協同（結びつき）の更なる強化」と「持続可能なJA基盤の確立・強化」に向けて、JAグループの一員として取り組んでまいりますので、なお一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年7月

経営管理委員会会長 小野寺 敬 作  
代表理事理事長 菅 原 和 則

# 1



## JA岩手県信連を ご理解いただくために

---

経営方針	4
JAグループ・JAバンクシステム	6
事業の概況	9
地域貢献情報	15

● JA岩手県信連をご理解いただくために

## 経営方針

経営方針は、将来進むべき方向性を示すもので、価値観の拠りどころとしての「経営理念」と理想とする将来像としての「基本目標（ビジョン）」からなります。私どもは、この経営方針のもと経営活動を遂行してまいります。

### 経営理念

私たちにとって目的は何か、最も大切なものは何か、どのように行動すべきか

#### ～存在意義として～

私たちは、協同組合精神のもと地域金融機関として、JAとともに金融サービスの提供を通して農家経営の向上を図り、併せて岩手の農業と地域経済の発展に貢献します。

#### ～経営姿勢として～

私たちは、JAバンクの一員として、コンプライアンスをモットーに安定的で健全な経営を目指します。

#### ～行動規範として～

私たちは、信頼に対し「信用・奉仕・創造」をもって行動します。

## 基本目標

経営理念の実現に向けた3年後のあるべき姿（第18次経営3か年計画における基本目標）

農業法人・地場企業等の成長支援により、地域経済の活性化に貢献できていること。

JAバンク岩手の事業運営体制の合理化・効率化が進展し、機能集約による質の高いサービスが提供できていること。

経営指導の強化により、JAが総合事業体として運営していくために必要となる高度な内部管理態勢が確保されていること。

上記により、JAバンク岩手の持続可能な経営基盤への変革が進展していること。その進展を支える当会の収益力が確実に向上していること。

## 基本戦略

基本目標達成のための戦略の柱

農業・地域の成長支援

貸出の強化

ライフプランサポートの実践

組合員・利用者接点の再構築

東日本大震災からの復興支援

JA・県域一体の変革実践

JAの内部管理態勢構築・健全性確保

運用資産の見直し並びに業務の変革による当会収益の確保と還元実施

● JA岩手県信連をご理解いただくために

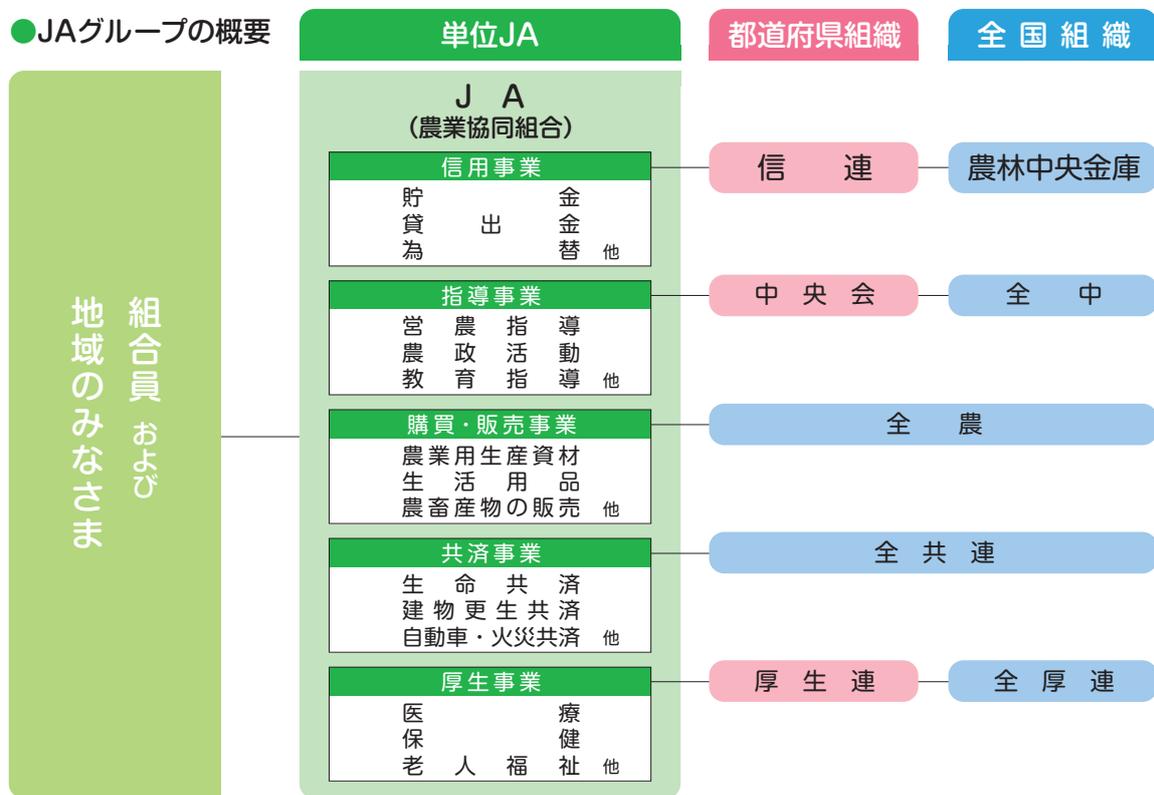
# JAグループ・JAバンクシステム

## JAグループの概要

JAグループは、「単位JA」と「都道府県組織」および「全国組織」により構成されております。都道府県組織および全国組織は、総合事業を営む単位JAの業務をサポートする役割を担っております。

JAグループがこのような組織形態となっているのは、協同組合活動はお互いに助け合い共に向上していこうという「相互扶助」の精神に基づくものだからです。当会もこの「相互扶助」の精神に基づき、JA組合員をはじめ地域のみなさまに気軽にご利用いただける、親しみあるJAバンクを目指してまいります。

### ● JAグループの概要



岩手県内7JA71店舗\*  
(信用事業を営むJA)

(令和3年6月30日現在)  
※本所・本店を含み店舗内店舗を1とする。

1 JA岩手県信連をご理解いただくために

JAバンク  
システム

平成14年1月に施行された再編強化法\*に基づく「JAバンク基本方針」に則り、全国段階では農林中央金庫に「JAバンク中央本部」を、県段階では当会の中に「JAバンク岩手県本部」を設置し運営しております。

これは、「破綻未然防止システムによるJAバンク会員の経営健全性確保」と「スケールメリットときめ細かい顧客接点を活かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す一体的事業運営」を2本柱とする「JAバンクシステム」を確実に運営していくための仕組みです。

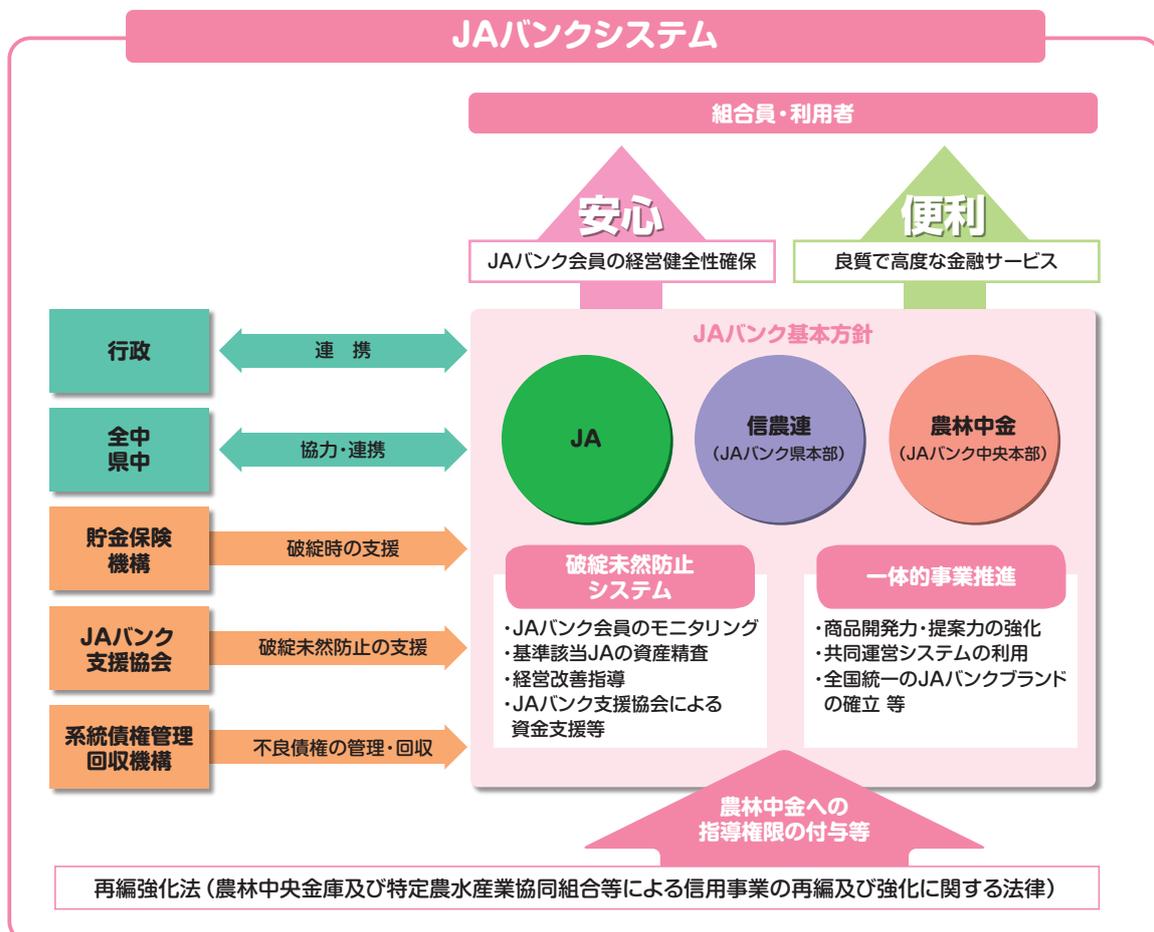
JAバンク岩手県本部の取り組みとしては、個々のJAの財務状況、業務体制などにチェック（モニタリング）を行い、経営上の問題点の早期発見に努めるとともに、モニタリングの結果「自主ルール基準」に該当するJAに対する経営改善指導などを行います（破綻未然防止システム）。これにより、より効果的で健全性の高い経営を目指しております。

\*再編強化法とは

「JAバンクシステム」が確実に機能し、JAバンク全体としての信頼性向上のために法制度面での裏付けとして整備された法律です。

（正式名称：「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」）

## 《JAバンクシステムの仕組み》



「JAバンク・セーフティーネット」の仕組み

より安心な金融機関としての信頼を得るために、JAバンクは、「JAバンク・セーフティーネット」を構築しております。

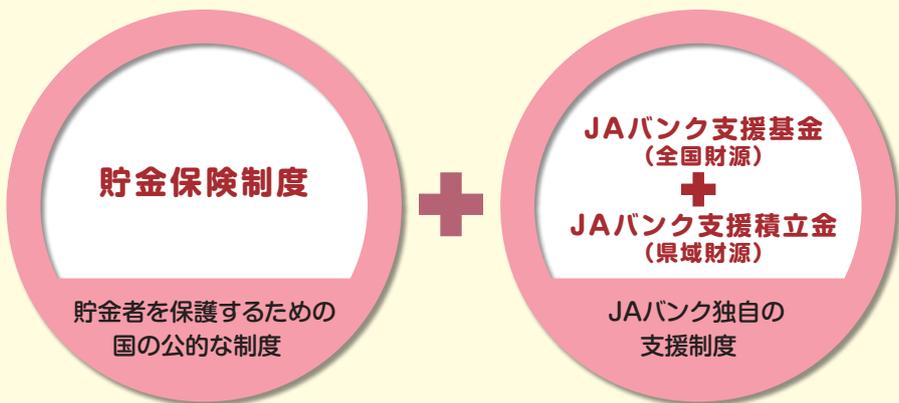
まず、公的制度である「貯金保険制度」があります。

さらに、「JAバンクシステム」のもとJAバンク全体で経営健全性を確保するための支援制度である「JAバンク支援基金<sup>(※)</sup>」があります。

この2つの仕組みによって組合員・利用者みなさまにより一層の「安心」をお届けいたします。

※令和2年3月末における残高は1,659億円となっています。

JAバンク・セーフティーネットの仕組み



貯金保険制度

「貯金保険制度」は、貯金者保護のための国の公的な制度であり、JA・信連・農林中金などが加入しています。

この制度は政府・日銀・農林中金・信連などの出資により設立された貯金保険機構によって運営されており、JAなどから収納された保険料を原資に、万一JAが経営破綻して貯金の払い戻しができなくなった場合などに貯金を一定の範囲で保護します。

「貯金保険制度」における貯金者保護のための仕組みは、「預金保険制度」（銀行・信金・信組・労金などが加入）と基本的に同じです。

なお、貯金保険機構の責任準備金残高は、令和2年3月末現在で4,417億円となっています。

JAバンク支援基金等

JAバンクの健全性維持を支援するため、JAバンク独自の取り組みを行っています。全国のJAバンクの拠出により設置された「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAによる経営健全性維持のための取り組みに必要な支援（資本注入など）を行います。また、万一緊急の事態に陥ったJAへの貸付や経営が困難となったJAへの資金援助なども国の制度である貯金保険制度と連携して行います。

● JA岩手県信連をご理解いただくために

## 事業の概況

わが国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という）の拡大や変異ウイルスの発生・拡大により経済活動が大幅に縮小しております。ワクチン接種が開始され、経済回復への期待が高まっていますが、接種の遅れや地方都市への感染拡大もあり、先行きは依然不透明な状況です。

農業分野では、新型コロナの影響による牛肉や乳製品、花卉の需要減少、米価格の下落など、農業者およびJA経営への影響が甚大となっております。さらに県内においては、記録的な大雪による農業施設被害が深刻化しており、金融支援等の対応を継続していく必要があります。

このような情勢のもと、当会は、JAバンク岩手の持続可能な経営基盤の確立・強化に向けて、貸出強化や店舗・ATM再編、営農経済事業の成長・効率化等にかかるJAの取り組みを支援しました。

以下に令和2年度の主な事業の概況について報告します。

### 震災からの 復興に向けた 取り組み

東日本大震災からの早期復興に向けた各種支援が、本県における重要課題でありますので、被災農業者に対する営農再開に向けた金融支援および被災者に対する金融関連情報提供や復興支援商品の提供、各種相談にかかる対応支援を継続して行いました。

具体的には、中小企業東日本大震災復興資金などの岩手県制度資金、復興応援ローンなどの被災者支援を継続しました。



### 当 会 の 事 業 概 要 と 業 績

第18次経営3か年計画の2年度目として、JAバンク岩手の持続可能な経営基盤の確立・強化を目指し、貸出強化プランに基づく出向く体制づくり等の貸出推進体制の再構築や、店舗・ATM再編の検討・実施および再編後の組合員・利用者の利便性・満足度向上に向けたJAの取り組みを支援しました。

また、新型コロナの影響を受けた農業者や地元企業の経営・資金繰りの支援ができるよう相談窓口を設置したほか、日本政策金融公庫のセーフティネット資金やアグリマイティー資金等のJAプロパー資金活用に加え、新たに既往債務返済を支援するため、「JA農業経営維持継続資金（危機対応）」を創設しました。

JA経営面では、「JAいわてグループ共通の取り組み」に基づき、各JA・関係機関と連携し、JA計画の達成に向けて進捗管理や対応検討を支援しました。

経営数値面では、効率的な資金運用に努め、会員JA等に対する奨励金37億5百万円（JAに対する推進奨励含む）を還元したうえで、5億29百万円の当期剰余金を計上することができました。

各業務については、以下のとおりです。

## 金融推進業務

JAバンク岩手の農業メインバンクおよび生活メインバンク機能発揮のため以下のとおり取り組みました。

### ① JA貯金等

地域のみなさまに選ばれ成長し続ける「JAバンク」の実現を目指し、「新規でよりぞう2020（にこにこ）キャンペーン」の企画推進や新社会人を中心に「春期特別推進運動」、更に年金受け取りサービス機能を提供するための推進運動を積極的に展開したほか、社会保険労務士による無料年金相談会を県内全地域で開催し、地域のみなさまの相談ニーズに応えました。その結果、8年連続で平均残高1兆円の大台を確保することができました。

また、クレジット機能を搭載し利便性に優れたJAカード一体型（ICキャッシュカード＋クレジットカード）の普及に努めたほか、コンビニATMの取扱手数料無料化を継続しました。

### ② JA貸出金

農業者に対して、JAが展開する担い手への訪問活動をJAバンク岩手農業金融センターが同行訪問し支援を行っています。

また、「JAいわてグループ農業担い手サポート事業」のPR、農林中央金庫との提携による「JAバンクアグリサポート利子助成事業」の活用による融資推進を展開するとともに、「JAバンク岩手農業法人経営者セミナー」の開催を通じ情報提供を行い、「農業担い手」の支援に取り組みました。

各種ローンについては、前年度に引き続き特別金利による「復興応援ローン」を提供するとともに、住宅ローンやマイカーローン等の統一推進運動を展開し、地域のみなさまの資金ニーズに応えました。

平成24年度から業務を開始している特定信用事業代理業については、JAバンク岩手ローンセンターの体制を強化し、ハウスメーカーに対するJA住宅ローンの営業活動を行い、各JAに住宅ローン案件を媒介（紹介）しました。

### ③ JA指導

JAのガバナンス強化と信用事業計画の達成に向けて、JA別月次・半期実績検討会に参画し、農業・生活メインバンク機能強化に努めました。

JA指導方針を策定しJA毎の特性を踏まえた体制強化・推進指導により信用事業のマネジメント強化に取り組みました。また、目標管理型信用事業の定着・強化に向けて店舗別・担当者別目標管理・行動管理の方法や店舗別収益管理、総体的なリスク管理（金利リスク、信用リスク等）につい

て指導しました。

また、JAバンク基本方針に基づく財務モニタリング、体制整備モニタリングを実施し、これらを通じてJAの経営状況および体制整備状況等を把握し、経営改善指導、事務リスク管理態勢の整備指導を行いました。

事務処理水準の維持と更なる向上を目指し「事務管理態勢の維持・向上」に取り組み、令和2年度はJA事務指導部署と連携し、自店検査の定着状況の確認・支援および事務処理水準の確認・指導を行いました。

また、令和元年度から実施されている公認会計士（監査法人）監査への対応として、JAが確実に監査証明を得られる内部統制レベルの確保を目的に、貸倒引当金プロセス（自己査定）の研修会を全JAで行いました。

不良債権比率の改善に向けては、JAの債権管理対策会議等に参加し、購買未収金を含めた総与信管理の取り組みの支援を継続しました。

また、持続可能なJA経営基盤の確立・強化の一環として、JAいわて平泉が全国プログラムの「営農・経済事業の成長・効率化プログラム」に取り組むにあたり、中央会・全農県本部と連携して導入を支援しました。

なお、既に同プログラムの導入2年目となるJA新しいわてに対し継続支援し、営農経済事業の収支改善等の発現を図りました。

### ④ JA信用事業の人材育成

JAバンク岩手中期人材開発計画に基づき、自律変革型人材（リーダー）の養成と階層別の能力開発および利用者から選ばれ信頼される人材育成をめざし、各種研修を体系化し実施しました。

専門的知識を有する職員の早期育成策として、平成23年度より導入した「資格認証制度」については、新たに延べ15名を認証し、認証者数は延べ229名となりました。

研修の実施にあたっては新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえ、テレビ会議・WEB会議システムによる研修を取り入れ開催しました。

また、農業経営者からの専門的な相談に対応できる職員の育成に力を入れており、平成21年度から農業経営アドバイザー資格の取得を積極的に進めております。資格取得者は令和3年3月末時点において151名となり、さらに、難関である「農業経営上級アドバイザー」には、当会職員およびJA職員の2名が合格しております。

## 貯金業務

会員、准会員、個人からの貯金預入により、期末残高では8,148億円（前年度比26億円減少）、年間平均残高では8,235億円（同143億円減少）となりました。

## 融資業務

会員、准会員等に対する農業関連融資、地場産業に対する関連産業融資、地方公共団体等に対する融資に取り組んだ結果、期末残高では1,627億円（前年度比12億円減少）、年間平均残高では1,648億円（同44億円増加）となりました。

また、農業近代化資金、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）など各種制度資金にも対応し、令和2年度の農業資金取扱額は25億円となりました。

## 為替・決済業務

為替・決済業務の多様化と高度化に対応しつつ、利用者へのサービス強化に努めるとともに、JAに対する国庫金振込にかかる事務検査等を行い、事務処理の向上を図りました。

## 余裕金運用業務

預け金については、安全性と流動性を確保することに重点を置いて、系統預け金を中心とした資金運用を行い、期末残高では5,041億円（前年度比408億円減少）、年間平均残高は5,267億円（同532億円減少）となりました。

金銭の信託等を含む広義の有価証券については、債券を中心とした運用を行い、期末残高では2,001億円（同415億円増加）、年間平均残高では1,815億円（同383億円増加）となりました。

## 受託業務

日本政策金融公庫資金（農林水産事業）は、認定農業者等を対象とした貸出に対応した結果、新規貸出実行額は15億72百万円となりました。

住宅金融支援機構資金では、取扱開始から10年目となった東日本大震災の被災者に対する災害復興住宅融資は、防災集団移転促進事業での住宅再建が進み、新規貸出実行額は85百万円となりました。

## 電算情報業務

全国統一の「JASTEMシステム」を使用し、組合員・利用者みなさまに、安全・安心、かつ高度なオンライン金融サービスの提供に努めました。

## 持続可能な JA 経営基盤 の確立・強化 に向けた 取り組み

JA いわてグループは、平成30年11月、これまで取り組んできた自己改革の取り組みの成果をしっかりと発信していくとともに、2019年度からの3か年を更なる自己改革の集中期間と位置づけ、「農家組合員の所得増大・農業生産の拡大」「地域の活性化」「協同の強化」への更なる挑戦と「自己改革の実践を支える持続可能な JA 経営基盤の確立」を基本目標に掲げ、組織をあげて取り組んでいくこととしました。

具体的には、農業者との関係を一層強化し、課題等の認識共有・解決提案を図ることで、所得向上、満足度向上につなげるとともに、営農経済事業の収益力向上・収支改善に向けた取り組みの着実な実践を継続し、グループ丸となって JA 経営の維持・強化を図ることとしております。

また、当会においては、取引メイン化および顧客基盤の拡充に重点をおいた県域企画等の補完機能の発揮、農業応援金融商品など消費者と農業者をつなぐ商品・サービスの企画等を実施したほか、安定した JA 経営に向けた店舗・ATM再編等の更なる働きかけ、店舗再編後の人的資源の集約・非対面チャネルの強化等、JA が将来にわたり農業および地域の発展に貢献していくための取り組みを支援いたしました。

以下に、JA バンク岩手の主な取り組み内容を紹介します。

## 1. 農業所得増大と地域活性化への取り組み

### (1)「JA いわてグループ農業担い手サポート事業」の実践

#### 農業者の所得増大に資する施策と予算措置

##### 保証料助成事業

当会および全国財源を活用した予算措置により、設備投資や農業機械等の購入にかかる農業資金借入の際の保証料助成を行い、農業者の財務負担軽減・経営安定化対策を実施しています。

JA または信連から農業近代化資金、担い手強化資金、アグリマイティー資金の農業資金を借入れ、農業信用基金協会の債務保証料を一括前払いにて支払った借入者に保証料の全額を助成するもので、農業者の借入負担の軽減を図ることにより、農業経営の安定化を図ります。

2020年度

**JA いわてグループ農業担い手サポート事業**  
**農業資金保証料助成のご案内**

JA では農業者の皆さまの借入負担を軽減するため、下記の農業資金の借入にかかる保証料の全額を助成いたします！

保証料負担 0円

- 対象農業資金
  - ・農業近代化資金
  - ・アグリマイティー資金
  - ・担い手強化資金
- 事業実施期間
 

2020年4月1日～2021年3月31日
- 対象者
 

対象農業資金を期限内に借入れ、岩手県農業信用基金協会の保証料を一括前払いにて支払った方

※保証料助成は上限があります。ただし、農業者の所得増大等に貢献するものとして、助成額が超過しない場合は助成いたします。

お問い合わせ先：JA 岩手県 JA いわてグループ農業担い手サポートセンターまで  
JA 岩手県本部 総務課 TEL: 019-624-8784 フォードビル 1201号室 2327

2020年度

**JA いわてグループ農業担い手サポート事業**  
**農業近代化資金の保証料助成**

JA では農業者の皆さまの借入負担を軽減するため、農業近代化資金の借入にかかる保証料の全額を助成いたします！

金利・保証料負担 0円

- 事業実施期間
 

2020年4月1日～2021年3月31日
- 対象者
 

農業近代化資金を借入れ、岩手県農業信用基金協会の保証料を一括前払いにて支払った方

※保証料助成は上限があります。ただし、農業者の所得増大等に貢献するものとして、助成額が超過しない場合は助成いたします。

お問い合わせ先：JA 岩手県 JA いわてグループ農業担い手サポートセンターまで  
JA 岩手県本部 総務課 TEL: 019-624-8784 フォードビル 1201号室 2327

## (2) 営農・経済事業の成長・効率化プログラムの導入・支援

中央会・全農県本部と連携して、全国プログラムである「営農・経済事業の成長・効率化プログラム」を新たに1JAに導入し、営農・経済事業の課題分析と収益力向上に向けた改善策の策定を支援しました。なお、導入2年目となる1JAに対し継続支援し、営農経済事業の収支改善等の発現を図りました。

## 2. JAによる組合員への訪問活動強化に資する環境整備への取り組み

### (1) テレビ会議・WEB会議システムの活用

会議や研修会・勉強会、各種説明会の効率化を図るべく、テレビ会議システムをより有効に活用するとともに、WEB会議システムの導入を進めました。研修頻度を上げることができるとともに柔軟な開催ができるため、人材育成の面での効果も期待できます。

新型コロナウイルス感染防止対策が図られ、研修参加者の増加につながりました。



テレビ会議の様子

### (2) タブレット端末の継続活用・機能強化支援

組合員等利用者のライフステージやニーズにあわせた最適な金融商品の提案や高品質な金融サービスの提供により、現場営業強化や顧客満足度向上を図るべく、推進ツールとしてのタブレット端末を県下JA全渉外担当者に導入しております。機能強化された「JAバンク岩手渉外支援システム」により、渉外担当者の事務効率化・省力化、および利用者総合情報の活用により的確な商品サービス提案に役立てています。

## 3. 農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供と地域貢献への取り組み

### (1) 移動店舗の運行

店舗統廃合によるサービス低下や災害時における臨時店舗機能を具備するため、会員JAが移動店舗を導入する支援を行っております。

令和2年度末現在では、JA新いわて、JAいわて花巻、JA岩手ふるさと、JAおおふなどの4JAにおいて運行しており、地域のみなさまへの金融サービスの提供を通じた地域貢献に取り組んでおります。



JA新いわて 移動店舗「いいね!」号

### (2) JA店舗運営等の体制構築支援

店舗・ATMの再編検討・実施および再編後の組合員・利用者の利便性、満足度向上に向けた体制構築を支援しました。

### (3) JAバンクアプリの機能追加

JAバンクアプリの新たな機能として、定期預入明細照会、資産チャート、体験版、背景選択が可能になりました。

また、サービス画面に「都道府県のJAバンクホームページ」タブ、「MAFFアプリ」タブの追加を行いました。

(県下利用者数：8,485件 令和3年3月31日現在)



### (4) ネットバンクの機能追加

JAネットバンクの新たな機能として、カードローン、入出金明細照会、借入・返済を可能としました。

また、新規利用にかかる手続を簡素化し、申込・郵送を介さないネットバンクの利用開始を可能としました。



### (5) JAファンの拡大・新たな利用者の開拓

農業応援金融商品の企画・販売による県産農畜産物の消費拡大や消費者と生産者をつなぐサービス提供の一環として、県下統一の貯金キャンペーンでは県産ブランド米「銀河のしずく」「金色の風」等を活用し運動を展開しました。各JAにおいても独自でキャンペーンを企画し、JAならではの特産物を特典とした商品の販売を実施しました。

また、JA直売所の利用者拡大を図るとともに、農業者の所得向上に資する取り組みとして、JA直売所でのJAカード利用5%割引を展開しました。

### (6) 地域貢献への取り組み

高齢者向けおよび少年向け各種イベントに加え、組合員等に対する資産活用相談や相続相談機能を強化すべく、各種セミナーを強化しております。

## 4. JAバンク岩手の取り組みにかかる広報・PR活動の強化

JAバンクのキャラクター「よりぞう」のPRの一環として県下統一のキャンペーンでは、オリジナルのよりぞうグッズを活用しました。

JAの組合員のみならず、広く地域みなさまにサービス内容をご理解いただき有効にご利用いただくために、これまで以上に広報・PR活動を強化するとともに、マスメディアに対しても広くリリースすることによってJAグループへの理解向上に努めます。



● JA岩手県信連をご理解いただくために

## 地域貢献情報

### [地域への貢献]

当会は、地元のJA等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

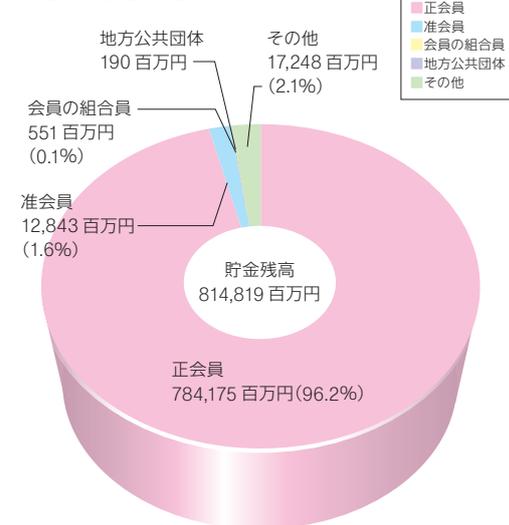
当会は、農家組合員のみなさまの経済的・社会的地位の向上を目指し、JAとの強い絆とネットワークを形成することによりJA信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めております。

また、資金供給や経営支援などの金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

### 地域からの資金調達の状況

当会の資金は、その大半が県内のJAにお預けいただいた農家組合員および地域のみなさま、法人からの大切な財産である貯金を源泉としております。

#### ● 貯金残高の内訳

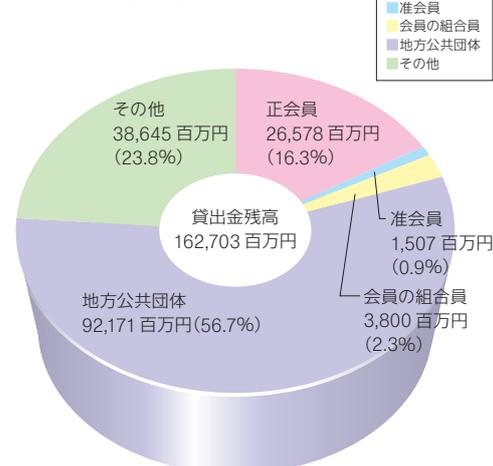


[令和3年3月末]

### 地域への資金供給の状況

当会では、会員・准会員等に対する農業関連融資、地場産業に対する関連産業融資、岩手県をはじめとする地方公共団体、さらには地域経済を支える地元企業のみなさまにも様々な用途の資金をご用意し幅広い融資を行っております。

#### ● 貸出金残高の内訳



[令和3年3月末]

## 金融商品・サービス提供による地域貢献

JAバンク岩手では、農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供による地域貢献への取り組みとして、県産農畜産物の消費拡大につながる下記商品等の取り扱いを実施しました。

### 「新規でよりぞう2020（にこにこ）キャンペーン・春の新生活応援キャンペーン」

令和2年6月～令和3年1月の期間、「新規でよりぞう2020（にこにこ）キャンペーン」を実施し、定期貯金・定期積金に加えて、日中ご来店の難しいお客さまなどに便利なJAネットバンク等のお申込みも対象にプレゼントを進呈しました。

また、令和3年2月～5月の期間、「春の新生活応援キャンペーン」を実施し、新たに給与振込口座をJAにご指定いただいた方にもれなく「QUOカード1,000円分」を、さらに「JAネットバンク」「JAバンクアプリ」「JAカード」すべてご成約の方に岩手のブランド米「金色の風」と「銀河のしずく」のパックご飯をプレゼントし、お客さまからご好評をいただきました。



2020キャンペーン



春の新生活応援キャンペーン

### 「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」

JAグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当会では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、利用者のみなさまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を設定いたしました。

今後、本方針に基づく取り組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

#### 1. お客さまへの最適な商品提供

(1) お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。

#### 2. お客さま本位のご提案と情報提供

(1) お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客様にふさわしい商品をご提案いたします。

(2) お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。

(3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

#### 3. 利益相反の適切な管理

(1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

#### 4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

(1) 研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

## 「JA ネットローンキャンペーン」

24時間365日インターネットで気軽に仮申込みができる身近で便利なJA ネットローンをお客さまにご利用いただくため、令和2年7月～9月と令和3年1月～3月に「JA ネットマイカーローンキャンペーン」を、令和2年10月～令和3年4月に「JA ネット教育ローンキャンペーン」を実施しました。

## 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応

### 「JAバンク岩手の取り組み」

JAバンク岩手では、組合員・利用者みなさまの健康・安全を最優先に、新型コロナ感染防止対策に取り組むとともに、金融サービスの提供を続けるため、飛沫防止の亚克力板の設置、職員の常時マスク着用、手洗い・消毒など様々な対策を実施しております。

また、農畜産物の価格下落や販売減少等により影響を受けている組合員等農業者のみなさまの資金相談に対応するためフリーダイヤルを設置するとともに、令和2年度はゴールデンウィーク期間中においても「休日相談窓口」として相談対応を実施しました。



体温測定器



感染症対策

### 「当会の取り組み」

当会内に「JA岩手県信連新型コロナウイルス感染症対策本部（本部長：理事長）」を設置し、新型コロナウイルス感染症対策事業継続計画（BCP）を策定するとともに、最優先業務の抽出および最低要員を取りまとめ、当会におけるスプリットチームを編成して新型コロナウイルス感染症対策を図りました。（現在も継続中）

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているJA組合員等農業者のみなさまや地元企業のみなさまの資金繰りのご支援ができるよう相談窓口を設置しております。

ご相談者さまの負担軽減につながる日本政策金融公庫のセーフティネット資金やアグリマイティー資金等のJAプロパー資金活用に加え、既往債務返済を支援するため、「JA農業経営維持継続資金（危機対応）」を創設しました。条件変更等のお申込みに柔軟かつ迅速に対応できるよう、お客さま本位の姿勢で真摯かつ丁寧に継続して取り組んでまいります。

- ①農業に必要な資金のご相談、農業資金の返済に関するご相談  
JAバンク岩手相談窓口：0120-025-271（フリーダイヤル）
- ②住宅ローン、各種ローンの返済等のご相談、生活に必要な資金のご相談  
JAバンク岩手相談窓口：0120-271-756（フリーダイヤル）

受付時間 午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

「岩手県産農畜産物の消費拡大に向けた応援企画」

新型コロナウイルス感染拡大により県産農畜産物の消費が減少していることを踏まえ、県内農家を応援するため、令和2年6月～8月に「新規でよりぞう（2020）キャンペーン」でご成約いただいた方の中から、「いわて牛サーロインステーキ（約210g×2枚）」を県内合計500名様に、また令和2年10月～12月には、「新規でよりぞう（2020）キャンペーン」でご成約いただいた方の中から、以下2種類のうち1点を県内合計1,000名様に、それぞれ抽選でプレゼントする企画を実施しました。

- ①県産米「金色の風・銀河のしずくお米セット」（5kg×各1袋＝計10kg）
- ②県産牛「いわて牛肩ロースすき焼き用」（550g）



©よりぞう

## [地域密着型金融への取り組み]

### 新たなビジネスモデル創出に向けた取り組み(岩手県中小企業家同友会連携)



「JAバンク岩手農業法人経営塾」にて

地域の農業者や中小企業の連携、発展を通じ、地域経済の活性化と地域社会の発展に資することを目的に、平成30年7月に岩手県中小企業家同友会と包括連携協定を締結しました。

相互連携の取り組みの一環として、「JAバンク岩手農業法人経営塾」を開講し、農業法人経営者および農業者の経営意識や経営スキル向上に向け取り組んでおります。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、修了生を対象とした交流会をオンラインで開催しました。

### JAの担い手金融リーダーと連携した各種取り組み

当会では、JAの担い手金融リーダーと連携し、担い手農家や農業法人等のみなさまに対して、幅広い金融サービスや相談対応を実施しております。

また、平成23年10月には、農業経営アドバイザー資格保有者（日本政策金融公庫が実施する農業経営アドバイザー試験合格者）で構成される「JAバンク岩手アグリビジネス研究会」を発足し、担い手農家のみなさま等に対する相談対応力の更なる向上に向け、定期的に研究会を開催しております。

さらに、JAの担い手金融リーダー等の人材育成に向け、岩手県農協青年組織協議会との意見交換会を実施するとともに、今後の更なる連携強化に向け農業法人経営者を講師に招き事業承継研修会を開催したほか、県内外の先進農業法人や農業関連企業の経営者等を講師に招き「JAバンク岩手農業法人経営者セミナー」を開催するなど、県内の農業法人等に様々な情報を提供しております。



「岩手県農協青年組織協議会との意見交換会」にて



「JAバンク岩手農業法人経営者セミナー」にて

## JAバンクアグリサポート事業

当会では、JAバンクアグリ・エコサポート基金が行っている農業振興や環境保全に貢献するJAバンクアグリサポート事業を活用し、次の3つの事業を中心とした活動を通じて、岩手の農業と地域社会の貢献に取り組む活動を展開しております。

### ● 農業担い手に対する支援

利子助成事業として、JAが行う農業関連の融資に対し、最大1%の利子助成および利子補給を最長で5年間行い、借入負担の軽減を支援

### ● 農業法人に対する支援

出資による自己資本増強を通じて、農業法人の更なる発展と円滑な事業承継を支援

### ● 農業および地域社会に貢献する取り組み

JAが行う食農教育等の活動に対し、教材本贈呈・助成・情報発信等を実施



「石鳥谷高橋ファーム」にて

## 6次産業化への支援

農業・農林振興や6次産業化等に貢献するため、農業金融センターを中心に専門的な相談対応を行うとともに、岩手県等とともに「いわて食の大商談会2020」を主催し、ビジネスマッチングへの対応も行いました。



「いわて食の大商談会2020」にて

## 農業資金相談への対応

岩手県農業公社が主催した「新農業人フェアinいわて」に農業資金相談ブースを出展し、新規就農を目指す方へ就農資金の情報提供・相談対応を行いました。

## 事業承継支援への対応

日本政策金融公庫および岩手中央酪農協と連携して、第三者承継による就農を志す新規就農者に対し、経営資産の取得に必要な資金を融資し、事業承継を支援しました。



事業承継支援先の酪農家

## 新規就農者交流会の開催

仲間や先輩等との出会いの場を提供し、レベルアップへと繋げることを目的に、新規就農者を対象とする交流会を日本政策金融公庫盛岡支店と共催で開催しました。

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため初のオンライン開催となりましたが、今後の販路の確保や生産管理、雇用の活用をテーマに活発な議論が交わされました。



「新規就農者交流会の様子(令和3年1月)」

## 金融円滑化に向けた取り組み

当会では、「金融円滑化にかかる基本的方針」を定め、協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、その実現に向けて取り組んでおります。

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」(以下、「金融円滑化法」という)は、平成25年3月末を以って終了しましたが、金融円滑化法終了後も、金融円滑化に向けた基本方針を継続しております。引き続き、お客さまからのお借入条件等のご相談やお申込みに柔軟に対応するよう、また、お客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善への取り組みをご支援できるよう、お客さま本位の姿勢で真摯かつ丁寧に対応してまいります。

## 経営者保証に関するガイドラインへの対応

当会は、経営者に関するガイドライン研究会(全国銀行協会および日本商工会議所が事務局)が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を尊重し、遵守するための態勢整備を実施いたしました。

当会は、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに即した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

## [文化的・社会的貢献活動]

## 第38回岩手県少年サッカー新人大会(JAバンク岩手 JAバンクカップ)



「JAバンク岩手 JAバンクカップ」にて

県内81チーム参加のもと、各地で熱戦が繰り広げられました。決勝戦は大会ゲストの元Jリーガー鳴尾直軌さんに解説いただきながら試合が行われました。上位4チームの選手たちには閉会式において県産の牛肉・豚肉を使用した豪華食品を贈呈し、歓声が沸き起こっていました。

## 無料年金相談会の実施

令和2年度は、7JA40店舗で社会保険労務士による無料年金相談会を開催し、これから年金を受け取る予定の方、既に年金を受け取っている方の変更手続きや、働きながら受け取る年金の仕組み等について、多くのみなさまの相談に応じるとともに、各種手続きのお手伝いをいたしました。

また、県内企業に出向いて無料年金相談会を開催し、社員のみなさまのご相談に応じました。

## 産学官連携の取り組み

JAいわてグループでは、岩手県農業の振興を図ることを目的に、経営力の高い先進的な農業経営者を育成するため、岩手県、岩手大学と連携し、「いわてアグリフロンティアスクール (IAFS)」を運営しています。令和2年度は新型コロナの影響によりスクール開催は中止となりましたが、特別講座として、当スクール修了生等によるトークセッションが開催されました。

令和2年度までに延べ702名が受講し、当会職員4名を含む324名が「アグリ管理士」に認定されました。



©よりぞう

## JAバンク岩手食農教育応援事業



岩手県教育委員会への教材本贈呈

子どもたちが食・環境と農業への理解を深めるきっかけとなることを願い、JAバンクで制作した補助教材「農業とわたしたちの暮らし」を県内小学校に贈呈しました。2021年度に向けて、岩手県教育委員会を通じ、県下310校の小学校5年生（特別支援学校含む）に、教材本14,098部、DVD 304枚を贈呈しました。

また、JAバンク岩手JAバンクカップでは、大会プログラムに「お米の魅力」をテーマにした漫画を掲載するとともに、全世代において食への理解を深めてもらうために、参加者に岩手県産のお米で作ったおにぎりとJA全農いわて提供の牛乳を配布しました。

## 地域行事への参加

「盛岡さんさ踊り」をはじめとした地域行事に積極的に参加し、地域のみなさまとの交流を大切にしております。

なお、令和2年度の「盛岡さんさ踊り」は新型コロナの影響により中止となりました。

## 友信会活動

友信会は、当会と融資のお取引先をいただいている各企業を会員とし、金融の円滑化を図ると同時に、会員相互の親睦交流・情報交換の場を提供することを目的として運営しております。なお、令和2年度は、新型コロナ感染拡大防止のため、セミナー開催は見送りいたしました。

（会員数：112社 令和3年3月31日現在）

## 岩手県学校農業クラブ連盟大会への支援

農業高校で学ぶ高校生が日ごろの学習成果を披露する「岩手県学校農業クラブ連盟大会」（県学校農業クラブ連盟主催）において、最優秀賞受賞校に対し、「JAバンク賞」として賞状と副賞を授与し、将来の農業を担う生徒を後押ししております。

## 各種協議会通常総会

JAバンク岩手渉外担当者協議会は、令和2年10月に「渉外スキル研修」を行いました。株式会社ビジネスコンサルタント川端氏を講師に迎え、単品セールスからライフイベントセールスへの切り替え、適切な対象者選定など、組合員・地域利用者のお役に立つご提案のために、あるべき推進活動について学ぶことができました。

## 豪雪被災農業者への復旧活動支援の取り組み

JAいわてグループでは、令和3年3月、豪雪により被害を受けた農業者の農業経営再建に向けた支援の一環として、支援隊が現地へ出向き、倒壊・破損した農業用施設の撤去や除雪作業を行いました。



「雪害復旧活動支援(令和3年3月)」

## フードドライブの取り組み

JAいわてグループでは、地域の将来を担う子どもたちの健全な育成・支援を目的に、家庭から食品を持ち寄って、子ども食堂を運営する団体に米や缶詰などを寄贈しました。



フードドライブ寄贈品

## SDGs 意識醸成への取り組み



SDGs ウッドバッジ

全役職員がSDGsに関する研修会に参加し理解を深めるとともに、全国森林組合連合会が作成した国産間伐材を使用したSDGsウッドバッジを着用し、SDGsの理解促進と意識醸成を図りました。

また、SDGsのゴールへの貢献に取り組んでいる事業について、対外発信を行いました。

# 2



## 取り扱い業務のご案内

貯金業務のご案内	26
融資業務のご案内	28
為替・証券業務のご案内	30
その他サービスのご案内	32
手数料のご案内	33

## ○ 取り扱い業務のご案内

## 貯金業務のご案内

会員および地域住民のみなさまや事業主のみなさまからの貯金をお預かりしております。

普通貯金、当座貯金、スーパー定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用いただいております。

また、岩手県の収納代理金融機関をはじめ、県内市町村の指定代理、収納代理金融機関としての役割を果たすとともに、日銀歳入金復代理店として各種税金等の収納事務を通じて、広くみなさまにご利用いただいております。



種 類	し く み と 特 色	
当 座 貯 金	小切手・手形をご利用いただく場合に便利な貯金です。	
普 通 貯 金	出し入れ自由で、毎日の暮らしの財布代わりとしてご利用いただける便利な貯金です。公共料金等の各種自動支払い口座として、また、給与や年金の自動受取口座として最適です。	
決 済 用 普 通 貯 金	普通貯金と同様に、出し入れ自由で、毎日の暮らしの財布代わりとしてご利用いただけます。公共料金等の各種自動支払い口座として、また、給与や年金の自動受取口座としてもご利用いただけます。なお、貯金保険制度による全額保護の対象となりますが、利息はつきません。	
貯 蓄 貯 金	個人の方にご利用いただけます。金利は10万円未満、10万円以上30万円未満、30万円以上50万円未満、50万円以上100万円未満、100万円以上の5段階の残高階層別金利でご利用いただけます。	
総 合 口 座	普通貯金と定期貯金をセットし、一冊の通帳で「貯める」・「受取る」・「支払う」・「借りる」の機能を備えた口座です。別冊扱いで定期貯金または定期積金をセットすることもできます。普通貯金のお支払い金額が残高を超える場合は、お預入れ定期貯金または定期積金の90%（最高9,999千円）まで自動融資いたします。また、この総合口座に貯蓄貯金もプラスして1冊の通帳としてご利用いただくことも可能です。	
JA教育資金贈与専用口座	租税特別措置法に基づく教育資金非課税措置の適用を受けるための口座です。	
JA結婚子育て資金贈与専用口座	租税特別措置法に基づく結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるための口座です。	
成年後見支援貯金 (普通貯金)	個人の方で家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設にかかる「指示書」の発行を受けた方がご利用いただけます。	
成年後見支援貯金無利息型 (決済用普通貯金)	個人の方で家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設にかかる「指示書」の発行を受けた方がご利用いただけます。なお、貯金保険制度による全額保護の対象となりますが、利息はつきません。	
定期貯金	期日指定定期貯金	個人の方にご利用いただけます。預入金額は、1円以上300万円未満で、預入期間は最長3年です。利息は1年ごとの複利計算となり、1年経過後はお引き出し自由、一部のお引き出しもできます。金利は、お預けいただいた時点の金利情勢により決めさせていただきます。
	スーパー定期貯金	預入金額は1円以上300万円未満と300万円以上の2種類で、各預入金額帯の預入期間は1か月、2か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年の定型方式と、1か月を超え10年未満までの間に満期日を指定できる期日指定方式をご利用いただけます。預入期間が3年以上の定型方式の利息は、6か月ごとの複利計算となります。金利は、お預けいただいた時点の金利情勢により決めさせていただきます。
	自由金利型定期貯金	預入金額は、1,000万円以上から大口の資金運用に適した貯金です。預入期間は1か月、2か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年の定型方式と1か月を超え10年未満までの間に満期日を指定できる期日指定方式をご利用いただけます。預入期間が2年以上の定期貯金は、1年ごとに利息（中間払利息）をお受け取りできます。金利は、お預けいただいた時点の金利情勢により決めさせていただきます。

種 類	し く み と 特 色
定期貯金 変動金利定期貯金	預入金額は1円以上からで、預入期間は1年、2年、3年をご利用いただけます。 お預け入れ日から6か月ごとにその時点の金利情勢によって金利が変動する貯金です。
積立型貯金	定期積金 払込金額は1,000円以上からで、積立期間は6か月以上10年までの間をご利用いただけます。 毎月一定の額を積立する定額式と、満期受取額をお決めいただき毎月積立する目標式をご利用いただけます。 また、契約期間を2～10年とし、毎年満期金額をお受け取りできる満期分散式もご利用いただけます。
	積立式定期貯金 積立金額は1円以上からご利用いただけます。 満期日を特に決めずに積立をする自由型、満期を設定の上、6か月～10年以下の期間で積立を行う目標型、また12か月以上積立を行い、20年以内の期間で定期的に満期金を受け取る年金型をご利用いただけます。
財形貯金	一般財形貯金 お勤めの方にご利用いただけます。預入金額は1円以上からで、預入期間は3年以上です。なお、使いみちは自由です。 期日指定定期貯金で運用いたします。
	財形住宅貯金 お勤めの方の住宅取得や増改築を目的とする貯金で、お申込み時に55歳未満の方にご利用いただけます。預入金額は1円以上からで、積立期間は5年以上とし期日指定定期貯金で運用いたします。 財形年金貯金と合わせて元本550万円まで非課税扱いとなります。
	財形年金貯金 お勤めの方の老後の年金資金づくりを目的とする貯金で、お申込み時に55歳未満の方にご利用いただけます。預入金額は1円以上からで、積立期間は5年以上とし期日指定定期貯金、スーパー定期貯金で運用いたします。 年金として定期的に受け取る時期は60歳以降とし、その受取期間は5年以上20年以内となります。 財形住宅貯金と合わせて元本550万円まで非課税扱いとなります。
通知貯金	預入金額は50,000円以上からで、7日間据え置いていただく貯金とし、短期運用にご利用いただけます。 解約する場合は、お受取日の2日前までに予告いただく貯金です。
譲渡性貯金	預入金額は1,000万円以上からで、預入期間は5年未満でお受取日を指定する貯金としてご利用いただけます。

※ 詳しくは、窓口へご相談ください。

## 金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・定期積金、その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様に対して適正な勧誘を行います。

- お客様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
- 電話や訪問による勧誘は、お客様のご都合に合わせて行うよう努めます。
- お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- 販売・勧誘に関するお客様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。



## ○ 取り扱い業務のご案内

## 融資業務のご案内

当会では、豊富な資金量で、農業関連団体のみなさまはもとより、地域経済を支える地元企業のみなさまにもさまざまな用途の資金をご用意し、農業の復興・地域社会の発展に寄与できるよう、幅広いご融資を積極的に行っております。

一般企業・個人事業主のみなさまには、事業の発展に必要な設備資金をはじめ、ニーズに合わせた運転資金および季節資金などをご用意しております。

個人のお客さまには、快適で合理的な生活設計のお役に立てるよう、ライフスタイルに合わせた住宅・教育・マイカーローンから、ご利用・ご返済が手軽で便利なカードローンなど、生活資金としての各種ローンをご用意しております。



## [農業関連向けご融資]

融資の種類	資金のお使いみちなど	ご融資金額	ご融資期間	保証および担保	
アグリマイティー 資 金	当会の会員のみなさまおよび農業を営む方の運転資金・設備資金としてご利用いただけます。	事業費の100%以内	短期資金 1年以内 長期資金 原則10年以内 但し、対象事業に応じ最長20年以内	原則として、農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。また必要に応じて不動産を担保提供していただく場合もございます。	
担 手 強 化 資 金	農業法人、農業関連法人（農産物の加工・流通・販売等を営む法人）等のみなさまに対して運転資金・設備資金としてご利用いただけます。	設備資金 事業費の範囲 運転資金 原則年商の50%以内	短期資金 1年以内 長期資金 25年以内	原則として、第三者個人保証は徴求しないこととしております。必要に応じて不動産等の担保を提供していただく場合もございます。	
受託貸付業務	日本政策金融公庫の各種資金の受託業務貸付を取り扱っております。				
制 度 資 金 貸 付	農業近代化 資 金	農業者等のみなさまに対して、長期かつ低い金利で農業機械等の購入、設備投資にご利用いただけます。	事業費の80%から100%以内	事業種類により 15年以内 (据置期間含)	原則として、農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。また必要に応じて不動産を担保提供していただく場合もございます。
	農 業 経 営 改 善 促 進 資 金 (スーパース資金)	認定農業者のみなさまに対して、農業経営に必要な運転資金としてご利用いただけます。	原則として、 個人 5百万円 (畜産、園芸等200万円) 以内 法人 200万円 (畜産、園芸等800万円) 以内	1年以内	原則として、農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。また、必要に応じて不動産を担保提供していただく場合もございます。
	その他制度 資 金	災害対策資金等があります。			

## [個人向けご融資]

融資の種類	資金のお使いみちなど	ご融資金額	ご融資期間	保証および担保
マイカーローン	自動車等の購入、修理、車検、運転免許取得費用などにご利用いただけます。	10万円以上 1,000万円以内	6か月以上 10年以内	保証機関の保証をご利用いただきます。
マイカーローン (残価設定型)	自動車購入および購入に付帯する諸費用にご利用いただけます。	10万円以上 1,000万円以内	3年または5年	保証機関の保証をご利用いただきます。
教育ローン	入学金、授業料、学費、アパートの家賃等、就学されるご子弟の教育に関する全ての資金にご利用いただけます。	10万円以上 1,000万円以内	据置期間を含め 最長15年以内	保証機関の保証をご利用いただきます。
カードローン	生活に必要な一切の資金にご利用いただけます。	10万円以上 500万円以内	1年(自動更新)	保証機関の保証をご利用いただきます。
住宅ローン	住宅の新築・増改築および土地の購入、他金融機関からのお借換えにご利用いただけます。	10万円以上 10,000万円以内	3年以上 40年以内	ご融資対象の土地・建物の担保が必要です。また、保証機関の保証をご利用いただきます。
リフォームローン	住宅の増改築、バリアフリー工事および介護機器購入、太陽光発電、耐震強化工事資金等にご利用いただけます。	10万円以上 1,500万円以内	6か月以上 20年以内	保証機関の保証をご利用いただきます。
フリーローン	生活に必要な一切の資金にご利用いただけます。 ただし、負債整理資金等は除きます。	10万円以上 500万円以内	6か月以上 10年以内	保証機関の保証をご利用いただきます。
受託業務貸付	日本政策金融公庫等の各種資金の受託業務貸付を取り扱いしております。			

※ このほかにも、保証会社との提携ローン等、各種資金をご用意しております。詳しくは、窓口へご相談ください。

## [融資商品をご利用にあたっての留意事項]

ご紹介した前記融資商品の一部には、貸付実行後、市場金利の動向によっては当初ご契約した貸付利率が変更される変動金利型の商品がございます。

ご利用にあたりましては、十分ご留意されますようお願い申し上げます。

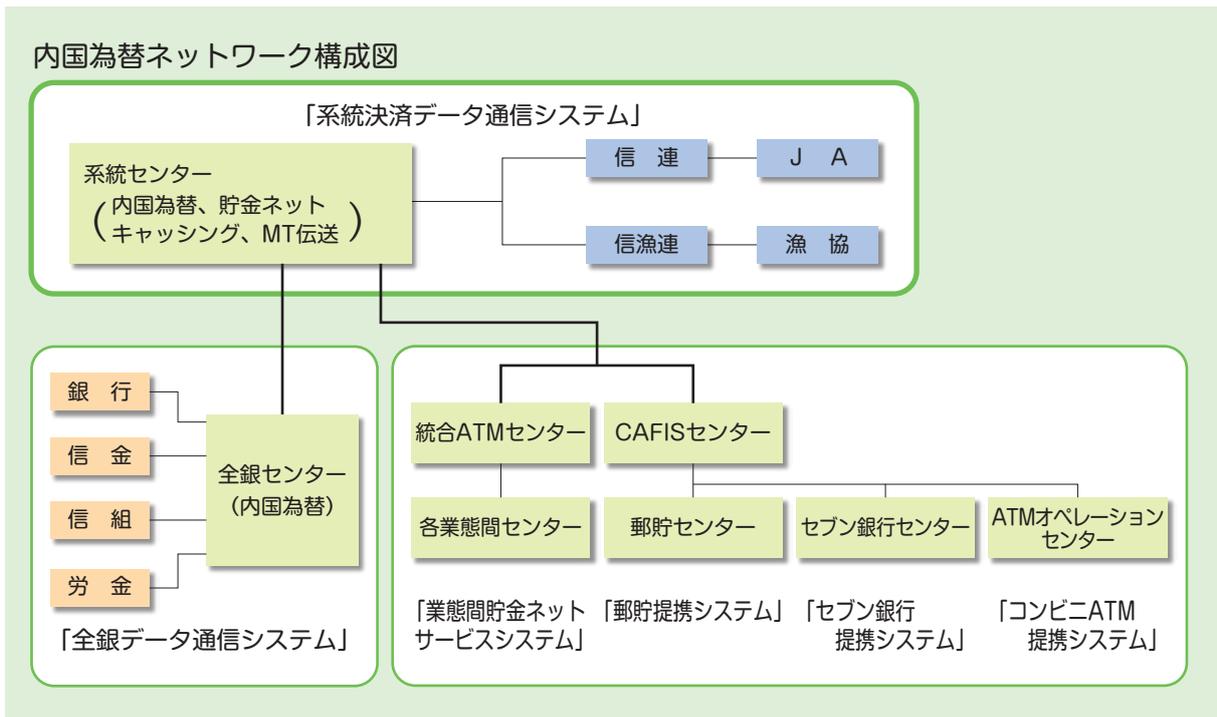
● 取り扱い業務のご案内

## 為替・証券業務のご案内

### [為替業務]

全国のJA・信連・農林中金の店舗をはじめ、銀行や信用金庫などの各店舗と為替網（ネットワーク）で結び、当会の窓口を通して全国のどこの金融機関にも「送金」・「振込」、手形、小切手等の「代金取立」等が安全・確実・迅速にできる内国為替業務を取り扱いしております。

#### 内国為替ネットワーク構成図



### [国債・投信販売業務]

種類	内容
国債	国が発行する債券である国債については、長期利付国債（10年）、中期利付国債（5年・2年）、個人向け国債（10年・5年・3年）の窓口販売を行っております。
投資信託	投資信託については、投資目的、投資経験やリスク許容度に応じて商品選択できるよう、日本国内外の債券、株式、不動産など、様々なファンドの窓口販売を行っております。

※ 詳しくは、窓口へお問い合わせください。



## [NISA・つみたてNISA]

NISA・つみたてNISAの取り扱いをしております。NISAは年間120万円、つみたてNISAは年間40万円までの投資について、利益（売却益・分配金等）にかかる税が非課税になります。詳しくは、窓口におたずねください。

## [iDeCo（個人型確定拠出年金）]

税の優遇を受けながら、豊かな老後生活を送るための資金準備ができる個人型確定拠出年金の取り扱いをしております。20歳以上60歳未満の方がご加入いただけます。掛金額は、月額5,000円以上1,000円単位で設定できます。



## ○ 取り扱い業務のご案内

## その他サービスのご案内

全国のJAでの貯金の出し入れや銀行・信用金庫・コンビニなどでも現金の引き出しのできるキャッシュサービスをはじめ、様々なサービスに努めております。

種 類	特 徴
JA キャッシュサービス	当会のキャッシュカードがあれば、全国のJA・信連・農林中金・銀行・信金・信組・労金・ゆうちょ銀行・コンビニATM等（セブン銀行・イーネットATM・ローソン銀行ATM）で現金のお引き出し、残高照会がご利用いただけます。 全国のJA・信連・農林中金・ゆうちょ銀行・コンビニATMでは、現金のお預入れもご利用いただけます。当会のATM（現金自動預入・支払機）では為替振込もご利用いただけます。また振込カードの発行もいたしております。 現在は「ICチップ」を搭載してセキュリティを強化したICキャッシュカードを発行しております。
給 与 振 込 サ ー ビ ス	給与・ボーナスがお客さまのご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。振込指定日忘れのご心配もありません。 振り込まれた資金はキャッシュカードにより必要なときにお引き出しいただけます。
各 種 自 動 受 取 サ ー ビ ス	国民年金・厚生年金等各種年金、配当金などがお客さまの口座に自動的に振り込まれます。その都度お受け取りに出かける手間も省け、振込指定日忘れのご心配もありません。 振り込まれた資金はキャッシュカードにより必要なときにお引き出しいただけます。
各 種 自 動 支 払 サ ー ビ ス	電気・電話・NHK放送受信料等公共料金のほか、高校諸会費等、各種クレジット代金など、お客さまのご指定いただいた普通貯金（総合口座）、当座貯金から自動的にお支払いいたしますので、払込のわずらわしさがなくなります。
クレジットカードサービス （JAカード）	お買物、ご旅行、お食事などのお支払いはもちろん、ネットショッピング、公共料金、税金等、幅広いシーンでのお支払いにご利用いただける、安心・便利なカードです。 JAカードでは、ICキャッシュカードとJAカードを1枚にまとめた一体型カードもお取り扱いしております。
振 替 サ ー ビ ス	収納企業（委託者）に代わって集金業務を行うとともに処理結果を提供できるサービスです。
ス ウ ィ ン グ サ ー ビ ス	普通貯金の余裕資金を有利な定期貯金または貯蓄貯金に振り替えて運用するサービスです。
定 時 自 動 送 金	毎月一定額を貯金口座から自動引落のうえ、受取人口座に自動振り込みします。
デビットカードサービス	当会が発行する通常のキャッシュカードで、デビットカード加盟店において、お買い物やサービスなどの代金精算ができる便利なサービスです。 お客さまの口座から即時に代金を引き落とす「即時決済」となります。
JA ネットバンクサービス （個人）	窓口やATMに向くことなく、お手持ちのインターネットに接続されているパソコン・携帯電話から、平日・休日を問わず、残高照会や振込の各種サービスがご利用いただけます。
法人JAネットバンクサービス （法人）	窓口やATMに向くことなく、お手持ちのインターネットに接続されているパソコンから、平日・休日を問わず、残高照会、総合振込、給与振込等の各種サービスがご利用いただけます。
ファームバンキングサービス （法人）	窓口に向くことなく、お客さまのパソコンと当会のコンピュータを通信回線で接続することにより、残高照会や振込・振替などの各種サービスがご利用いただけます。
JA データ伝送サービス （AnserDATAPORT方式） （法人）	高い安全性と高速通信を実現した次世代のファイル伝送サービスです。職場のパソコンやホストシステムから、総合振込、給与振込、口座振替等の各種サービスがご利用いただけます。
家 計 簿 サ ー ビ ス	毎月1回の家計簿集金日を事前に窓口で指定しておけば、月ごとの入出金合計や5大公共料金の合計金額を自動集計し、通帳に表示します。
マルチペイメント ネットワークサービス	税金や各種公共料金のお支払いを、お客さまのパソコンや携帯電話を使って、ご自身の口座から引落し、支払先に納めることができるインターネットを使った電子決済サービスです。 なお、本サービスのご利用には、JAネットバンクのご契約が必要となります。
JAバンクでんさいサービス	「でんさい」とは、一般社団法人全国銀行協会が設立した株式会社全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）が取り扱う電子記録債権のことで、手形や振込に比べ資金決済が安全で円滑に行えるサービスです。 ※でんさいサービスのご利用には、「法人JAネットバンク」のご契約が必要です。

## ● 取り扱い業務のご案内

## 手数料のご案内

## 【内国為替手数料】

種 類	区 分	県内JAあて		他金融機関あて		
		金額3万円未満	金額3万円以上	金額3万円未満	金額3万円以上	
振 込 手 数 料	窓口	金額3万円未満	330円	窓口	金額3万円未満	660円
		金額3万円以上	550円		金額3万円以上	880円
	ATM (現金)	金額3万円未満	220円	ATM (現金)	金額3万円未満	550円
		金額3万円以上	440円		金額3万円以上	770円
ATM (当会カード)	金額3万円未満	110円	ATM (当会カード)	金額3万円未満	440円	
	金額3万円以上	330円		金額3万円以上	660円	
送 金 手 数 料	普通扱 (送金小切手)	440円		普通扱 (送金小切手)	660円	
代 金 取 立 手 数 料	至急扱・普通扱とも	440円		至急扱	880円	
				普通扱	660円	

(注) 上記手数料には消費税相当額が含まれております。

(令和3年6月30日現在)

## 【貯金ネットサービス取扱手数料】

## ● 当会のキャッシュカードをご利用の場合

利用ATM	取引種類	JAバンク		JFマリンバンク		セブン銀行		ゆうちょ銀行		三菱UFJ銀行		コンビニ(※1)		その他の金融機関(※2)	
		入金	出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金
平 日	8:00 ~ 8:45	無料	ご利用できません	無料	110円	110円	110円	220円	ご利用できません	110円	110円	110円	ご利用できません	手数料はご利用の金融機関によって異なります。	
	8:45 ~ 18:00				無料	無料		110円		無料	無料				
	18:00 ~ 21:00				110円	110円		220円		110円	110円				
土 曜 日	8:00 ~ 9:00				110円	110円		110円		220円	110円	110円			
	9:00 ~ 14:00				無料	無料		110円		110円	110円	110円			
	14:00 ~ 17:00				110円	110円		220円		110円	110円				
日 曜 ・ 祝 日 ・ その他時間帯				110円	110円	220円	110円	110円	110円	110円	110円				

(※) 1. ローソン銀行およびイーネット (ファミリーマート他) のATM

2. オンライン提携 (MICS) 銀行

3. 上記手数料は、現金にて入出金する場合の金額です。

4. ATM稼働時間は、それぞれの金融機関にご確認ください。

5. 12月31日はその曜日に該当する手数料となりますが、コンビニATM提携については日曜・祝日に該当する手数料となります。

6. 1月2日および1月3日は日曜・祝日に該当する手数料となります。

(令和3年6月30日現在)

## ● 当会のATMをご利用の場合

キャッシュカード種類	取引種類	JAバンク		JFマリンバンク		セブン銀行		ゆうちょ銀行		三菱UFJ銀行		その他の金融機関	
		入金	出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金
平 日	8:00 ~ 8:45	無料	ご利用できません	無料	ご利用できません	ご利用できません	ご利用できません	220円	ご利用できません	110円	ご利用できません	220円	
	8:45 ~ 18:00							110円		無料		110円	
	18:00 ~ 21:00							220円		110円		220円	
土 曜 日	9:00 ~ 14:00							110円		110円		110円	110円
	14:00 ~ 17:00							220円		220円		220円	220円
								220円		110円		220円	
日 曜 ・ 祝 日 ・ その他時間帯					220円		110円		220円				

(注) 上記手数料には消費税相当額が含まれております。

(令和3年6月30日現在)

## [JAネットバンク/法人JAネットバンク/ファームバンキング/JAデータ伝送 (ADP) サービス手数料]

利 用 手 数 料 ( 1 契 約 に つ き )	JA ネット バ ン ク	無 料	
	法 人 JA ネット バ ン ク	1,100円 (月額)	
	フ ェ ー ム バ ン キ ン グ	550円 (月額)	
	J A デ ー タ 伝 送 (ADP)	44,000円 (月額)	
振 替 手 数 料		無 料	
振 込 手 数 料	3 万 円 未 満	自 店 あ て	無 料
		県 内 JA あ て	110円
		他 行 あ て	330円
	3 万 円 以 上	自 店 あ て	無 料
		県 内 JA あ て	220円
		他 行 あ て	550円

(注) 上記手数料には消費税相当額が含まれております。

(令和3年6月30日現在)

## [JAバンクでんさいサービス手数料]

## ●月額利用料

無 料

## ●主なお取引利用料

## 〈法人JAネットバンクを通じたご依頼〉

JAバンクでんさいサービスは、法人ネットバンクを利用したご依頼となります。

お取引内容	1件あたり手数料
発生・譲渡・分割・変更・保証・ 支払等にかかる記録手数料	330円

(令和3年6月30日現在)

## 〈書面でのご依頼〉

お客さまのパソコンの不具合等により、窓口でご依頼いただく場合の手数料です。

お取引内容	1件あたり手数料
発生・譲渡・分割・変更・保証・ 支払等にかかる記録手数料	550円

(令和3年6月30日現在)

(注) 1. 上記手数料には消費税相当額が含まれております。

2. その他のお取引手数料につきましては、窓口へお問い合わせください。

## [その他の主な手数料]

店内振込手数料	1件につき	3万円未満	330円
		3万円以上	550円
小切手帳交付手数料	1冊につき	660円	
手形帳交付手数料	1冊につき	880円	
通帳・証書・キャッシュカード再発行手数料	1件につき	1,100円	
残高証明発行手数料	定例発行	220円	
	都度発行	440円	
	監査法人向け	2,200円	
取引明細書発行	1通につき	1,100円	
各種証明書等再発行	1通につき	550円	
上記以外の発行	1通につき	1,100円	
国債保護預かり口座管理手数料	1口座につき (年額)	無 料	
個人情報開示請求等手数料	1件につき	1,100円	

(注) 上記手数料には消費税相当額が含まれております。

(令和3年6月30日現在)

# 3



## 財務内容のご報告

財務諸表	36
経営指標	54
損益の状況	55
貯金業務の状況	58
貸出金業務の状況	59
有価証券等の状況	64
為替・受託貸付金業務の状況	67
自己資本比率の状況（単体）	68

## ● 財務内容のご報告

## 財務諸表

## [貸借対照表]

(単位：百万円)

科 目	令和元年度 (令和2年3月31日)	令和2年度 (令和3年3月31日)
(資産の部)		
現金	432	501
預 け 金	544,928	504,110
系統預け金	544,790	503,792
系統外預け金	138	317
買入金銭債権	—	597
金銭の信託	4,853	4,737
有 価 証 券	153,823	194,850
国 債	67,784	90,842
地 方 債	5,657	4,107
社 債	37,403	44,758
外国証券	23,713	30,756
株 式	1,338	1,778
受益証券	17,925	22,607
貸 出 金	163,946	162,703
手形貸付	11,526	11,517
証書貸付	119,482	117,704
当座貸越	21,103	19,937
金融機関貸付	11,833	13,543
そ の 他 資 産	2,001	1,907
従業員貸付金	82	59
差入保証金	342	342
仮 払 金	167	131
その他の資産	712	703
未 収 収 益	680	663
未 決 済 為 替 貸	15	7
有 形 固 定 資 産	318	250
建 物	88	79
土 地	225	165
その他の有形固定資産	5	4
無 形 固 定 資 産	9	2
ソフトウェア	7	—
その他の無形固定資産	2	2
外 部 出 資	32,772	32,913
系統出資	32,060	32,056
系統外出資	597	742
子会社等出資	114	114
債務保証見返	1,191	1,262
貸倒引当金	△ 2,955	△ 2,949
資 産 の 部 合 計	901,322	900,887

科 目	令和元年度 (令和2年3月31日)	令和2年度 (令和3年3月31日)
(負債の部)		
貯 金	812,459	814,819
当座貯金	10,199	13,389
普通貯金	11,593	10,672
貯蓄貯金	17	25
通知貯金	21,210	40,210
別段貯金	2,139	2,138
定期貯金	767,118	748,251
定期積金	181	132
譲 渡 性 貯 金	5,000	—
借 用 金	36,000	37,800
代 理 業 務 勘 定	2	1
そ の 他 負 債	789	685
未払法人税等	35	38
貯金利子諸税その他	9	6
従業員預り金	122	131
仮 受 金	106	17
資産除去債務	12	13
その他の負債	5	3
未 払 費 用	461	436
前 受 収 益	15	14
未 決 済 為 替 借	20	23
諸 引 当 金	2,466	2,427
相互援助積立金	1,860	1,860
賞与引当金	29	30
退職給付引当金	413	402
役員退職慰労引当金	43	33
特例業務負担金引当金	118	100
繰 延 税 金 負 債	561	653
債 務 保 証	1,191	1,262
負 債 の 部 合 計	858,469	857,652
(純資産の部)		
出 資 金	23,463	23,463
利 益 剰 余 金	17,189	17,367
利益準備金	8,319	8,439
その他利益剰余金	8,870	8,928
特別積立金	7,121	7,121
当期末処分剰余金	1,749	1,806
(うち当期剰余金)	(500)	(529)
会 員 資 本 合 計	40,653	40,830
その他有価証券評価差額金	2,198	2,404
純 資 産 の 部 合 計	42,852	43,235
負債および純資産の部合計	901,322	900,887

## [損益計算書]

(単位：百万円)

科 目	令和元年度 (平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)	令和2年度 (令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)
<b>経 常 収 益</b>	<b>7,505</b>	<b>6,917</b>
資 金 運 用 収 益	5,693	5,000
貸 出 金 利 息	959	902
預 け 金 利 息	54	37
有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,457	1,230
そ の 他 受 入 利 息	3,221	2,829
(うち受取奨励金)	(2,976)	(2,695)
(うち受取特別配当金)	(242)	(131)
(うち買入金銭債権利息)	(-)	(0)
役 務 取 引 等 収 益	815	806
受 入 為 替 手 数 料	30	26
そ の 他 の 受 入 手 数 料	785	779
そ の 他 事 業 収 益	717	645
受 取 助 成 金	0	0
国 債 等 債 券 売 却 益	83	149
受 取 出 資 配 当 金	634	495
そ の 他 経 常 収 益	279	465
償 却 債 権 取 立 益	0	0
株 式 等 売 却 益	60	413
金 銭 の 信 託 運 用 益	50	40
そ の 他 の 経 常 収 益	167	11
<b>経 常 費 用</b>	<b>6,889</b>	<b>6,254</b>
資 金 調 達 費 用	4,394	3,813
貯 金 利 息	122	106
譲 渡 性 貯 金 利 息	0	0
そ の 他 支 払 利 息	4,271	3,707
(うち支払奨励金)	(4,270)	(3,705)
役 務 取 引 等 費 用	754	750
支 払 為 替 手 数 料	8	8
そ の 他 の 支 払 手 数 料	740	736
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用	5	5
そ の 他 事 業 費 用	77	249
支 払 助 成 金	55	51
国 債 等 債 券 売 却 損	17	55
国 債 等 債 券 償 還 損	-	141
金 融 派 生 商 品 費 用	3	-
経 費	1,401	1,265
人 件 費	704	643
物 件 費	648	571
税 金	48	50
そ の 他 経 常 費 用	261	176
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	147	133
相 互 援 助 積 立 金 繰 入 額	53	-
貸 出 金 償 却 損	-	0
株 式 等 売 却 損	53	18
金 銭 の 信 託 運 用 損	-	21
そ の 他 の 経 常 費 用	6	2
<b>経 常 利 益</b>	<b>616</b>	<b>662</b>
<b>特 別 利 益</b>	<b>13</b>	<b>16</b>
固 定 資 産 処 分 益	13	16
<b>特 別 損 失</b>	<b>17</b>	<b>34</b>
固 定 資 産 処 分 損	16	34
減 損	0	-
税 引 前 当 期 利 益	613	645
法 人 税、住 民 税 お よ び 事 業 税	90	101
法 人 税 等 調 整 額	21	14
法 人 税 等 合 計	112	116
当 期 剰 余 金	500	529
当 期 首 繰 越 剰 余 金	1,248	1,277
当 期 末 処 分 剰 余 金	1,749	1,806

## [キャッシュ・フロー計算書]

(単位：百万円)

科 目	令和元年度	令和2年度
<b>1 事業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期利益	613	645
減価償却費	17	15
減損損失	0	-
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	147	△ 6
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 40	△ 10
その他の引当金・積立金の増減額 (△は減少)	61	△ 27
資金運用収益	△ 5,693	△ 5,000
資金調達費用	4,394	3,813
有価証券関係損益 (△は益)	△ 16	△ 250
金銭の信託運用損益 (△は運用益)	△ 50	△ 19
固定資産処分損益 (△は益)	2	17
貸出金の純増 (△) 減	△ 2,811	1,242
預け金の純増 (△) 減	23,000	34,000
貯金の純増減 (△)	△ 7,365	△ 2,639
借入金の純増減 (△)	5,400	1,800
コールローン等の純増 (△) 減	-	△ 597
資金運用による収入	5,779	4,916
資金調達による支出	△ 4,424	△ 3,841
その他増減	△ 72	137
小 計	18,941	34,195
法人税等の支払額	△ 105	△ 98
事業活動によるキャッシュ・フロー	<b>18,835</b>	<b>34,096</b>
<b>2 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△ 59,856	△ 73,392
有価証券の売却による収入	14,884	28,496
有価証券の償還による収入	17,841	4,020
金銭の信託の増加による支出	△ 1,500	-
金銭の信託の減少による収入	-	478
固定資産の取得による支出	△ 0	△ 2
固定資産の売却による収入	△ 2	46
外部出資の増加による支出	-	△ 144
外部出資の売却等による収入	-	3
投資活動によるキャッシュ・フロー	<b>△ 28,633</b>	<b>△ 40,495</b>
<b>3 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
出資配当金の支払額	△ 291	△ 351
財務活動によるキャッシュ・フロー	<b>△ 291</b>	<b>△ 351</b>
<b>4 現金および現金同等物に係る換算差額</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>5 現金および現金同等物の増加額</b>	<b>△ 10,090</b>	<b>△ 6,750</b>
<b>6 現金および現金同等物の期首残高</b>	<b>55,247</b>	<b>45,157</b>
<b>7 現金および現金同等物の期末残高</b>	<b>45,157</b>	<b>38,407</b>

## 【剰余金処分計算書】

(単位：百万円)

令和元年度		令和2年度	
1 当期末処分剰余金	1,749	1 当期末処分剰余金	1,806
2 剰余金処分量		2 剰余金処分量	
(1) 利益準備金	120	(1) 利益準備金	110
(2) 出資配当金	351	(2) 出資配当金	351
3 次期繰越剰余金	1,277	3 次期繰越剰余金	1,344

(注) 出資金の配当率は、次のとおりです。  
 令和元年度 1.5%  
 令和2年度 1.5%

## [注 記 表]

令和元年度	令和2年度
<p><b>1 重要な会計方針に関する事項</b></p> <p>(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。</p> <p>(2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売買目的有価証券……………時価法（売却原価は移動平均法により算定）</li> <li>・ 満期保有目的の債券……………定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）</li> <li>・ 子会社・子法人等株式 および関連法人等株式……………原価法（売却原価は移動平均法により算定）</li> <li>・ その他有価証券 時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価を把握することが極めて困難と認められるもの ……………原価法（売却原価は移動平均法により算定）</li> </ul> <p>なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。</p> <p>(3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。</p> <p>(4) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりです。</p> <p>建 物 15年～50年 そ の 他 5年～15年</p> <p>(5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p> <p>(6) 引当金の計上方法</p> <p>① 貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。</p> <p>破綻懸念先債権に相当する債権のうち債権の元本の回収および利息の受取りにかかるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しております。</p> <p>破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、「資産自己査定規程」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査室が査定結果を監査しております。</p>	<p><b>1 重要な会計方針に関する事項</b></p> <p>(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。</p> <p>(2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売買目的有価証券……………時価法（売却原価は移動平均法により算定）</li> <li>・ 満期保有目的の債券……………定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）</li> <li>・ 子会社・子法人等株式 および関連法人等株式……………原価法（売却原価は移動平均法により算定）</li> <li>・ その他有価証券 時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価を把握することが極めて困難と認められるもの ……………原価法（売却原価は移動平均法により算定）</li> </ul> <p>なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。</p> <p>(3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。</p> <p>(4) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりです。</p> <p>建 物 15年～50年 そ の 他 5年～15年</p> <p>(5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p> <p>(6) 引当金の計上方法</p> <p>① 貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。</p> <p>破綻懸念先債権に相当する債権のうち債権の元本の回収および利息の受取りにかかるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しております。</p> <p>破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、「資産自己査定規程」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査室が査定結果を監査しております。</p>

令和元年度	令和2年度
<p>② 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>③ 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。</p> <p>④ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。</p> <p>⑤ 相互援助積立金 相互援助積立金は、「岩手県JAバンク支援制度要領」に基づき、JAバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。</p> <p>⑥ 特例業務負担金引当金 特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当年度末における将来負担見込額を計上しております。</p> <p>(7) 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産にかかる控除対象外消費税等は、当年度の費用に計上しております。</p>	<p>② 相互援助積立金 相互援助積立金は、「岩手県JAバンク支援制度要領」に基づき、JAバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。</p> <p>③ 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>④ 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。</p> <p>⑥ 特例業務負担金引当金 特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当年度末における将来負担見込額を計上しております。</p> <p>(7) 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産にかかる控除対象外消費税等は、当年度の費用に計上しております。</p>
	<h2>2 表示方法の変更に関する事項</h2>
	<p>農業協同組合法施行規則第126条の3の2の改正により、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を適用し、当年度より貸倒引当金および金融商品の時価に関する見積りにかかる情報を「3 会計上の見積りに関する事項」に記載しています。</p>
	<h2>3 会計上の見積りに関する事項</h2>
	<p>会計上の見積りにより当年度にかかる計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度にかかる計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>① 当年度にかかる計算書類に計上した額 貸倒引当金 2,949百万円</p> <p>② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>a 算出方法 貸倒引当金の算出方法は、「1 重要な会計方針に関する事項」〔6〕引当金の計上方法〕〔①貸倒引当金〕に記載しております。</p> <p>b 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。</p> <p>c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度にかかる計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。</p>

令和元年度	令和2年度																
	(2) 金融商品の時価 ① 当年度にかかる計算書類に計上した額 「6 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。 ② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 a 算出方法 金融商品の時価の算出方法は、「6 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算出方法」に記載しております。 b 主要な仮定 主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。 c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響 市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。																
<b>2 貸借対照表に関する事項</b>	<b>4 貸借対照表に関する事項</b>																
(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、885百万円です。 (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。	(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、853百万円です。 (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オペレーティング・リース</td> <td>17百万円</td> <td>25百万円</td> <td>43百万円</td> </tr> </tbody> </table>		1年以内	1年超	合 計	オペレーティング・リース	17百万円	25百万円	43百万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オペレーティング・リース</td> <td>12百万円</td> <td>17百万円</td> <td>30百万円</td> </tr> </tbody> </table>		1年以内	1年超	合 計	オペレーティング・リース	12百万円	17百万円	30百万円
	1年以内	1年超	合 計														
オペレーティング・リース	17百万円	25百万円	43百万円														
	1年以内	1年超	合 計														
オペレーティング・リース	12百万円	17百万円	30百万円														
(3) 担保に供している資産は次のとおりです。 担保に供している資産 預け金 17,100百万円 担保資産に対応する債務 借入金 17,100百万円 上記のほか、為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金の代用として、預け金40,000百万円および有価証券702百万円を差し入れております。 (4) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に合計2,363百万円含まれております。 (5) 子会社等に対する金銭債権の総額は122百万円です。 (6) 子会社等に対する金銭債務の総額は203百万円です。 (7) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権はありません。 (8) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務はありません。 (9) 貸出金のうち、破綻先債権額は137百万円、延滞債権額は2,661百万円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利	(3) 担保に供している資産は次のとおりです。 担保に供している資産 預け金 17,100百万円 担保資産に対応する債務 借入金 17,100百万円 上記のほか、為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金の代用として、預け金40,000百万円および有価証券701百万円を差し入れております。 (4) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に合計6,903百万円含まれております。 (5) 子会社等に対する金銭債権の総額は113百万円です。 (6) 子会社等に対する金銭債務の総額は238百万円です。 (7) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権はありません。 なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。 (8) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務はありません。 なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。 (9) 貸出金のうち、破綻先債権額はあります。延滞債権額は2,717百万円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。																

令和元年度	令和2年度																																										
<p>息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。</p> <p>(10) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。          なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。</p> <p>(11) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額ははありません。          なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものです。</p> <p>(12) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は、2,798百万円です。          なお、(9)から(12)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>(13) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は69,922百万円です。</p> <p>(14) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金8,008百万円が含まれております。</p>	<p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。</p> <p>(10) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。          なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。</p> <p>(11) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額ははありません。          なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものです。</p> <p>(12) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は、2,717百万円です。          なお、(9)から(12)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>(13) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は65,848百万円です。</p> <p>(14) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金8,008百万円が含まれております。</p>																																										
<h3>3 損益計算書に関する事項</h3> <table border="0"> <tr> <td>(1) 子会社等との取引による収益総額</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>  うち事業取引高</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>  うち事業取引以外の取引高</td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 子会社等との取引による費用総額</td> <td>851百万円</td> </tr> <tr> <td>  うち事業取引高</td> <td>851百万円</td> </tr> <tr> <td>  うち事業取引以外の取引高</td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>(3) 当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しております。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  主な用途</td> <td>種類</td> <td>場所</td> <td>減損損失</td> </tr> <tr> <td>  業務外資産</td> <td>土地</td> <td>奥州市</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>  業務外資産</td> <td>土地</td> <td>二戸市</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>  合計</td> <td></td> <td></td> <td>0百万円</td> </tr> </table> <p>業務用資産についてはキャッシュ・フローの相互補完性および機能特性等を勘案のうえ一定の単位でグルーピングをしており、業務外資産については遊休資産と賃貸資産に区分し、物件ごとにグルーピングをしております。</p> <p>業務外資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>当年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額です。正味売却価額は、路線価等に基づき算定しております。</p>	(1) 子会社等との取引による収益総額	0百万円	うち事業取引高	0百万円	うち事業取引以外の取引高	- 百万円	(2) 子会社等との取引による費用総額	851百万円	うち事業取引高	851百万円	うち事業取引以外の取引高	- 百万円	(3) 当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しております。		主な用途	種類	場所	減損損失	業務外資産	土地	奥州市	0百万円	業務外資産	土地	二戸市	0百万円	合計			0百万円	<h3>5 損益計算書に関する事項</h3> <table border="0"> <tr> <td>(1) 子会社等との取引による収益総額</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>  うち事業取引高</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>  うち事業取引以外の取引高</td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 子会社等との取引による費用総額</td> <td>847百万円</td> </tr> <tr> <td>  うち事業取引高</td> <td>847百万円</td> </tr> <tr> <td>  うち事業取引以外の取引高</td> <td>- 百万円</td> </tr> </table>	(1) 子会社等との取引による収益総額	1百万円	うち事業取引高	1百万円	うち事業取引以外の取引高	- 百万円	(2) 子会社等との取引による費用総額	847百万円	うち事業取引高	847百万円	うち事業取引以外の取引高	- 百万円
(1) 子会社等との取引による収益総額	0百万円																																										
うち事業取引高	0百万円																																										
うち事業取引以外の取引高	- 百万円																																										
(2) 子会社等との取引による費用総額	851百万円																																										
うち事業取引高	851百万円																																										
うち事業取引以外の取引高	- 百万円																																										
(3) 当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しております。																																											
主な用途	種類	場所	減損損失																																								
業務外資産	土地	奥州市	0百万円																																								
業務外資産	土地	二戸市	0百万円																																								
合計			0百万円																																								
(1) 子会社等との取引による収益総額	1百万円																																										
うち事業取引高	1百万円																																										
うち事業取引以外の取引高	- 百万円																																										
(2) 子会社等との取引による費用総額	847百万円																																										
うち事業取引高	847百万円																																										
うち事業取引以外の取引高	- 百万円																																										
<h3>4 金融商品に関する事項</h3> <p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>① 金融商品に対する取組方針</p> <p>当会は、岩手県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。</p> <p>JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。</p>	<h3>6 金融商品に関する事項</h3> <p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>① 金融商品に対する取組方針</p> <p>当会は、岩手県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。</p> <p>JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。</p>																																										

令和元年度	令和2年度
<p>当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。</p> <p>また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。</p> <p>② 金融商品の内容およびそのリスク</p> <p>当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（個人を含む）に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。</p> <p>また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、純投資目的（その他目的）で保有しております。</p> <p>これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。</p> <p>借入金は、日本銀行の「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」、「貸出支援資金（成長基盤資金）」に基づく農林中央金庫からの借入金です。</p> <p>③ 金融商品にかかるリスク管理体制</p> <p>a 信用リスクの管理</p> <p>当会は、「リスクマネジメント規程」および「リスクマネジメント方針」等に従い、信用リスクの管理を行っております。</p> <p>与信取引においては、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証・担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備しております。</p> <p>これらの管理は、営業部門のほか審査部門により行われ、また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会や理事会を定期的に開催し、報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスク管理に関しては、リスク管理部門において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。</p> <p>b 市場リスクの管理</p> <p>(a) 金利リスクの管理</p> <p>当会は、「リスクマネジメント規程」および「リスクマネジメント方針」等に従い、金利リスクの管理を行っております。</p> <p>以下の金利ショック・シナリオにより、経済価値ベース（△EVE）の金利リスク量を計測し最大値を算出しています。</p> <p>ア 上方パラレルシフト イ 下方パラレルシフト ウ スティープ化</p> <p>また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会を定期的に開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容等を報告・協議しております。</p> <p>(b) 為替リスクの管理</p> <p>当会は、為替の変動リスクに関して、対象取引通貨対円の変動額をモニタリング・管理を行っております。</p> <p>(c) 価格変動リスクの管理</p> <p>有価証券を含む投資商品の保有については、「リスクマネジメント規程」および「リスクマネジメント方針」並びに「余裕金運用方針」等に従い、価格変動リスクの管理を行っております。運用にあたっては、1発行体あたりの保有制限、取得にかかる格付制限、格付状況のモニタリング・管理を通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。</p> <p>外部出資については、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会を定期的に開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容等を報告・協議しております。</p>	<p>当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。</p> <p>また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。</p> <p>② 金融商品の内容およびそのリスク</p> <p>当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（個人を含む）に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。</p> <p>金銭の信託は指定金外信託により運用しており、その構成資産は、主に外国証券、国内株系資産等であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクおよび外国為替の変動リスクに晒されております。</p> <p>また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、純投資目的（その他目的）で保有しております。</p> <p>これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。</p> <p>借入金は、日本銀行の「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」、「貸出支援資金（成長基盤資金）」に基づく農林中央金庫からの借入金です。</p> <p>③ 金融商品にかかるリスク管理体制</p> <p>a 信用リスクの管理</p> <p>当会は、「リスクマネジメント規程」および「リスクマネジメント方針」等に従い、信用リスクの管理を行っております。</p> <p>与信取引においては、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証・担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備しております。</p> <p>これらの管理は、営業部門のほか審査部門により行われ、また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会や理事会を定期的に開催し、報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスク管理に関しては、リスク管理部門において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。</p> <p>b 市場リスクの管理</p> <p>(a) 金利リスクの管理</p> <p>当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。</p> <p>「リスクマネジメント規程」および「リスクマネジメント方針」においてリスクの管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された「リスクマネジメント方針」に基づき、理事会およびALM・リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。</p> <p>日常的にはリスク管理部門において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。</p> <p>(b) 為替リスクの管理</p> <p>当会は、為替の変動リスクに関して、対象取引通貨対円の変動額をモニタリング・管理を行っております。</p> <p>(c) 価格変動リスクの管理</p> <p>有価証券を含む投資商品の保有については、「リスクマネジメント規程」および「リスクマネジメント方針」並びに「余裕金運用方針」等に従い、価格変動リスクの管理を行っております。運用にあたっては、1発行体あたりの保有制限、取得にかかる格付制限、格付状況のモニタリング・管</p>

令和元年度	令和2年度																																																																																																																
<p>(d) デリバティブ取引            デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用規程等に基づき実施しております。</p> <p>(e) 市場リスクにかかる定量的情報            (トレーディング目的以外の金融商品)            当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。            当会では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。            金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.01%上昇したものと想定した場合には、経済価値が120百万円減少するものと把握しております。            当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。            また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>c 資金調達にかかる流動性リスクの管理            当会は、事業計画に掲げる資金計画に基づいて資金動向、大口資金決済等のモニタリング・管理、流動性資金の限度管理を通じて流動性リスクを管理しております。</p> <p>④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明            金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。</p> <p>(2) 金融商品の時価等に関する事項            ① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等            当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。            なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。</p> <p>(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預け金</td> <td>544,928</td> <td>544,945</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>金銭の信託</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  その他の金銭の信託</td> <td>4,853</td> <td>4,853</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  その他有価証券</td> <td>153,823</td> <td>153,823</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>164,028</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  貸倒引当金</td> <td>△2,102</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  貸倒引当金控除後</td> <td>161,925</td> <td>163,236</td> <td>1,310</td> </tr> <tr> <td>資産計</td> <td>865,531</td> <td>866,858</td> <td>1,327</td> </tr> <tr> <td>貯金</td> <td>817,459</td> <td>817,530</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>36,000</td> <td>36,000</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>負債計</td> <td>853,459</td> <td>853,530</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。            2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金82百万円を含めております。            3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金5,000百万円を含めております。</p> <p>② 金融商品の時価の算定方法  <b>【資産】</b></p>		貸借対照表計上額	時価	差額	預け金	544,928	544,945	17	金銭の信託				その他の金銭の信託	4,853	4,853	-	有価証券				その他有価証券	153,823	153,823	-	貸出金	164,028			貸倒引当金	△2,102			貸倒引当金控除後	161,925	163,236	1,310	資産計	865,531	866,858	1,327	貯金	817,459	817,530	70	借入金	36,000	36,000	-	負債計	853,459	853,530	70	<p>理を通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。            外部出資については、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会を定期的に開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容等を報告・協議しております。</p> <p>(d) デリバティブ取引            デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用規程等に基づき実施しております。</p> <p>(e) 市場リスクにかかる定量的情報            当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券および満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。            当会では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。            当会のVaRは分散共分散法（保有期間250日、信頼水準99%、観測期間5年）により算出しており、令和3年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で13,318百万円です。            なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。            ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。</p> <p>c 資金調達にかかる流動性リスクの管理            当会は、事業計画に掲げる資金計画に基づいて資金動向、大口資金決済等のモニタリング・管理、流動性資金の限度管理を通じて流動性リスクを管理しております。</p> <p>④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明            金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。</p> <p>(2) 金融商品の時価等に関する事項            ① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等            当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。            なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。</p> <p>(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預け金</td> <td>504,110</td> <td>504,134</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>買入金銭債権</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  満期保有目的</td> <td>597</td> <td>597</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>金銭の信託</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  その他の金銭の信託</td> <td>4,737</td> <td>4,737</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  その他有価証券</td> <td>194,850</td> <td>194,850</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>162,763</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  貸倒引当金</td> <td>△2,938</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  貸倒引当金控除後</td> <td>159,825</td> <td>160,921</td> <td>1,096</td> </tr> <tr> <td>資産計</td> <td>864,120</td> <td>865,240</td> <td>1,119</td> </tr> <tr> <td>貯金</td> <td>814,819</td> <td>814,863</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>37,800</td> <td>37,800</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>負債計</td> <td>852,619</td> <td>852,663</td> <td>44</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。</p>		貸借対照表計上額	時価	差額	預け金	504,110	504,134	23	買入金銭債権				満期保有目的	597	597	0	金銭の信託				その他の金銭の信託	4,737	4,737	-	有価証券				その他有価証券	194,850	194,850	-	貸出金	162,763			貸倒引当金	△2,938			貸倒引当金控除後	159,825	160,921	1,096	資産計	864,120	865,240	1,119	貯金	814,819	814,863	44	借入金	37,800	37,800	-	負債計	852,619	852,663	44
	貸借対照表計上額	時価	差額																																																																																																														
預け金	544,928	544,945	17																																																																																																														
金銭の信託																																																																																																																	
その他の金銭の信託	4,853	4,853	-																																																																																																														
有価証券																																																																																																																	
その他有価証券	153,823	153,823	-																																																																																																														
貸出金	164,028																																																																																																																
貸倒引当金	△2,102																																																																																																																
貸倒引当金控除後	161,925	163,236	1,310																																																																																																														
資産計	865,531	866,858	1,327																																																																																																														
貯金	817,459	817,530	70																																																																																																														
借入金	36,000	36,000	-																																																																																																														
負債計	853,459	853,530	70																																																																																																														
	貸借対照表計上額	時価	差額																																																																																																														
預け金	504,110	504,134	23																																																																																																														
買入金銭債権																																																																																																																	
満期保有目的	597	597	0																																																																																																														
金銭の信託																																																																																																																	
その他の金銭の信託	4,737	4,737	-																																																																																																														
有価証券																																																																																																																	
その他有価証券	194,850	194,850	-																																																																																																														
貸出金	162,763																																																																																																																
貸倒引当金	△2,938																																																																																																																
貸倒引当金控除後	159,825	160,921	1,096																																																																																																														
資産計	864,120	865,240	1,119																																																																																																														
貯金	814,819	814,863	44																																																																																																														
借入金	37,800	37,800	-																																																																																																														
負債計	852,619	852,663	44																																																																																																														

令和元年度	令和2年度												
<p>a 預け金 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。</p> <p>b 金銭の信託 信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は下記cおよびdと同様の方法により評価しております。</p> <p>c 有価証券 株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。</p> <p>d 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。 また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。</p> <p><b>【負債】</b></p> <p>a 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。</p> <p>b 借入金 借入金のうち、変動金利によるものはありません。 固定金利によるものは、一定期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。</p> <p>③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">貸借対照表計上額</td> </tr> <tr> <td>外部出資</td> <td style="text-align: center;">32,772百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">32,772百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 外部出資については、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としておりません。</p>		貸借対照表計上額	外部出資	32,772百万円	合計	32,772百万円	<p>2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金59百万円を含めております。</p> <p>② 金融商品の時価の算定方法</p> <p><b>【資産】</b></p> <p>a 預け金 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。</p> <p>b 買入金銭債権 ブローカー等の第三者から入手した評価額によっております。</p> <p>c 金銭の信託 信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は下記dおよびeと同様の方法により評価しております。</p> <p>d 有価証券 株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。</p> <p>e 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。 また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。</p> <p><b>【負債】</b></p> <p>a 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。</p> <p>b 借入金 借入金のうち、変動金利によるものはありません。 固定金利によるものは、一定期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。</p> <p>③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">貸借対照表計上額</td> </tr> <tr> <td>外部出資</td> <td style="text-align: center;">32,913百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">32,913百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 外部出資については、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としておりません。</p>		貸借対照表計上額	外部出資	32,913百万円	合計	32,913百万円
	貸借対照表計上額												
外部出資	32,772百万円												
合計	32,772百万円												
	貸借対照表計上額												
外部出資	32,913百万円												
合計	32,913百万円												

## 令和元年度

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額  
(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	544,928	-	-	-	-	-
有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	10,558	24,166	18,868	7,003	9,182	76,652
貸出金	52,897	26,095	22,575	23,725	19,719	17,959
合計	608,384	50,262	41,443	30,729	28,902	94,612

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）15,917百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金8,008百万円については「5年超」に含めております。  
2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等972百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額  
(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	802,119	10,217	102	13	3	2
譲渡性貯金	5,000	-	-	-	-	-
借入金	19,600	5,300	5,000	6,100	-	-
合計	826,719	15,517	5,102	6,113	3	2

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

## 5 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。

- ① 売買目的有価証券  
該当はありません。
- ② 満期保有目的の債券  
該当はありません。
- ③ その他有価証券  
その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,108	686	422
	債券			
	国債	61,139	58,066	3,072
	地方債	2,978	2,901	76
	社債	13,460	13,293	166
	その他	5,569	5,503	66
	その他	12,430	11,114	1,315
	小計	96,686	91,566	5,119
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	230	258	△27
	債券			
	国債	6,645	6,749	△104
	地方債	2,678	2,691	△12
	社債	23,943	24,297	△354
	その他	18,143	18,699	△555
	その他	5,495	5,874	△379
	小計	57,136	58,570	△1,433
合計		153,823	150,137	3,686

(注) 上記差額合計から繰延税金負債1,019百万円を差し引いた金額2,666百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- (3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

## 令和2年度

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額  
(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	504,110	-	-	-	-	-
買入金銭債権 満期保有目的	-	-	-	-	-	597
有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	23,647	17,245	7,396	8,289	10,390	120,102
貸出金	48,474	34,858	26,289	20,573	17,201	14,910
合計	576,232	52,104	33,685	28,862	27,591	135,609

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）15,733百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金8,008百万円については「5年超」に含めております。  
2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等394百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額  
(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	814,488	152	124	4	47	1
借入金	5,300	22,100	6,100	4,300	-	-
合計	819,788	22,252	6,224	4,304	47	1

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

## 7 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。

- ① 売買目的有価証券  
該当はありません。
- ② 満期保有目的の債券  
満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	買入金銭債権	399	400	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	買入金銭債権	197	197	△0
合計		597	597	0

- ③ その他有価証券  
その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,730	964	765
	債券			
	国債	51,448	49,104	2,343
	地方債	1,332	1,299	32
	社債	27,129	26,874	255
	その他	18,637	18,393	244
	その他	12,788	11,673	1,115
小計	113,066	108,309	4,757	

## 令和元年度

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	430	46	53
債券	8,763	83	17
その他	269	14	-
合計	9,463	144	71

## 6 金銭の信託に関する事項

(1) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

- ① 運用目的の金銭の信託  
該当はありません。
- ② 満期保有目的の金銭の信託  
該当はありません。
- ③ その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	4,853	5,500	△646	-	△646

(注) 1. 上記差額合計に繰延税金資産178百万円を加えた金額△467百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。  
2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ、「差額」の内訳であります。

## 7 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。また、この制度に加え、退職給付の一部に充てるため岩手県農業団体共済会との契約に基づく退職共済制度を採用しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	454百万円
退職給付費用	32百万円
退職給付の支払額	△ 49百万円
制度への拠出額	△ 24百万円
期末における退職給付引当金	<u>413百万円</u>

## 令和2年度

	株式	48	48	△0
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券			
	国債	39,394	39,850	△456
	地方債	2,775	2,845	△69
	社債	17,628	17,767	△138
	その他	12,118	12,273	△154
	その他	9,819	10,169	△350
小計	81,784	82,955	△1,170	
合計		194,850	191,264	3,586

(注) 上記差額合計から繰延税金負債991百万円を差し引いた金額2,594百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- (3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	402	72	18
債券	23,818	108	51
その他	1,215	382	4
合計	25,436	563	74

## 8 金銭の信託に関する事項

(1) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

- ① 運用目的の金銭の信託  
該当はありません。
- ② 満期保有目的の金銭の信託  
該当はありません。
- ③ その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	4,737	5,000	△262	-	△262

(注) 1. 上記差額合計に繰延税金資産72百万円を加えた金額△189百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。  
2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ、「差額」の内訳であります。

## 9 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。また、この制度に加え、退職給付の一部に充てるため岩手県農業団体共済会との契約に基づく退職共済制度を採用しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	413百万円
退職給付費用	28百万円
退職給付の支払額	△ 17百万円
制度への拠出額	△ 22百万円
期末における退職給付引当金	<u>402百万円</u>

令和元年度	令和2年度																																																																																																								
<p>b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表</p> <table border="0"> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td> <td>455百万円</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td><u>△ 455百万円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td> <td><u>413百万円</u></td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td><u>413百万円</u></td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>413百万円</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td><u>413百万円</u></td> </tr> </table> <p>c 退職給付に関連する損益</p> <table border="0"> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td> <td>33百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。</p> <p>なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、9百万円となっております。</p> <p>また、存続組合より示された令和2年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、118百万円となっております。</p>	積立型制度の退職給付債務	455百万円	年金資産	<u>△ 455百万円</u>		- 百万円	非積立型制度の退職給付債務	<u>413百万円</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>413百万円</u>	退職給付引当金	413百万円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>413百万円</u>	簡便法で計算した退職給付費用	33百万円	<p>b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表</p> <table border="0"> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td> <td>459百万円</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td><u>△ 459百万円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td> <td><u>402百万円</u></td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td><u>402百万円</u></td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>402百万円</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td><u>402百万円</u></td> </tr> </table> <p>c 退職給付に関連する損益</p> <table border="0"> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td> <td>32百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。</p> <p>なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、9百万円となっております。</p> <p>また、令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、100百万円となっております。</p>	積立型制度の退職給付債務	459百万円	年金資産	<u>△ 459百万円</u>		- 百万円	非積立型制度の退職給付債務	<u>402百万円</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>402百万円</u>	退職給付引当金	402百万円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>402百万円</u>	簡便法で計算した退職給付費用	32百万円																																																																								
積立型制度の退職給付債務	455百万円																																																																																																								
年金資産	<u>△ 455百万円</u>																																																																																																								
	- 百万円																																																																																																								
非積立型制度の退職給付債務	<u>413百万円</u>																																																																																																								
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>413百万円</u>																																																																																																								
退職給付引当金	413百万円																																																																																																								
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>413百万円</u>																																																																																																								
簡便法で計算した退職給付費用	33百万円																																																																																																								
積立型制度の退職給付債務	459百万円																																																																																																								
年金資産	<u>△ 459百万円</u>																																																																																																								
	- 百万円																																																																																																								
非積立型制度の退職給付債務	<u>402百万円</u>																																																																																																								
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>402百万円</u>																																																																																																								
退職給付引当金	402百万円																																																																																																								
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>402百万円</u>																																																																																																								
簡便法で計算した退職給付費用	32百万円																																																																																																								
<p><b>8 税効果会計に関する事項</b></p> <p>(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金超過額</td> <td>689百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金超過額</td> <td>9百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td> <td>114百万円</td> </tr> <tr> <td>相互援助積立金超過額</td> <td>514百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延資産償却超過額</td> <td>17百万円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>特例業務負担金引当金超過額</td> <td>32百万円</td> </tr> <tr> <td>未払奨励金</td> <td>83百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>75百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td>1,542百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td><u>△1,263百万円</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計 (A)</td> <td>279百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td><u>△840百万円</u></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td><u>△ 0百万円</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計 (B)</td> <td><u>△841百万円</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額 (A) + (B)</td> <td><u>△561百万円</u></td> </tr> </table> <p>(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因</p> <table border="0"> <tr> <td>法定実効税率</td> <td>27.66%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td>0.97%</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td><u>△14.83%</u></td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td>0.63%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td>3.92%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td><u>△0.03%</u></td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td>18.31%</td> </tr> </table>	繰延税金資産		貸倒引当金超過額	689百万円	賞与引当金超過額	9百万円	退職給付引当金超過額	114百万円	相互援助積立金超過額	514百万円	繰延資産償却超過額	17百万円	未払事業税	5百万円	特例業務負担金引当金超過額	32百万円	未払奨励金	83百万円	その他	75百万円	繰延税金資産小計	1,542百万円	評価性引当額	<u>△1,263百万円</u>	繰延税金資産合計 (A)	279百万円	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	<u>△840百万円</u>	その他	<u>△ 0百万円</u>	繰延税金負債合計 (B)	<u>△841百万円</u>	繰延税金負債の純額 (A) + (B)	<u>△561百万円</u>	法定実効税率	27.66%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.97%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	<u>△14.83%</u>	住民税均等割等	0.63%	評価性引当額の増減	3.92%	その他	<u>△0.03%</u>	税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.31%	<p><b>10 税効果会計に関する事項</b></p> <p>(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金超過額</td> <td>689百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金超過額</td> <td>9百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td> <td>111百万円</td> </tr> <tr> <td>相互援助積立金超過額</td> <td>514百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延資産償却超過額</td> <td>14百万円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td>6百万円</td> </tr> <tr> <td>特例業務負担金引当金超過額</td> <td>27百万円</td> </tr> <tr> <td>未払奨励金</td> <td>79百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>76百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td>1,530百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td><u>△1,264百万円</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計 (A)</td> <td>265百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td><u>△919百万円</u></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td><u>△ 0百万円</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計 (B)</td> <td><u>△919百万円</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額 (A) + (B)</td> <td><u>△653百万円</u></td> </tr> </table> <p>(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因</p> <table border="0"> <tr> <td>法定実効税率</td> <td>27.66%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td>0.61%</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td><u>△11.09%</u></td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td>0.60%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td>0.25%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td><u>△0.06%</u></td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td>17.97%</td> </tr> </table>	繰延税金資産		貸倒引当金超過額	689百万円	賞与引当金超過額	9百万円	退職給付引当金超過額	111百万円	相互援助積立金超過額	514百万円	繰延資産償却超過額	14百万円	未払事業税	6百万円	特例業務負担金引当金超過額	27百万円	未払奨励金	79百万円	その他	76百万円	繰延税金資産小計	1,530百万円	評価性引当額	<u>△1,264百万円</u>	繰延税金資産合計 (A)	265百万円	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	<u>△919百万円</u>	その他	<u>△ 0百万円</u>	繰延税金負債合計 (B)	<u>△919百万円</u>	繰延税金負債の純額 (A) + (B)	<u>△653百万円</u>	法定実効税率	27.66%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.61%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	<u>△11.09%</u>	住民税均等割等	0.60%	評価性引当額の増減	0.25%	その他	<u>△0.06%</u>	税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.97%
繰延税金資産																																																																																																									
貸倒引当金超過額	689百万円																																																																																																								
賞与引当金超過額	9百万円																																																																																																								
退職給付引当金超過額	114百万円																																																																																																								
相互援助積立金超過額	514百万円																																																																																																								
繰延資産償却超過額	17百万円																																																																																																								
未払事業税	5百万円																																																																																																								
特例業務負担金引当金超過額	32百万円																																																																																																								
未払奨励金	83百万円																																																																																																								
その他	75百万円																																																																																																								
繰延税金資産小計	1,542百万円																																																																																																								
評価性引当額	<u>△1,263百万円</u>																																																																																																								
繰延税金資産合計 (A)	279百万円																																																																																																								
繰延税金負債																																																																																																									
その他有価証券評価差額金	<u>△840百万円</u>																																																																																																								
その他	<u>△ 0百万円</u>																																																																																																								
繰延税金負債合計 (B)	<u>△841百万円</u>																																																																																																								
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	<u>△561百万円</u>																																																																																																								
法定実効税率	27.66%																																																																																																								
(調整)																																																																																																									
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.97%																																																																																																								
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	<u>△14.83%</u>																																																																																																								
住民税均等割等	0.63%																																																																																																								
評価性引当額の増減	3.92%																																																																																																								
その他	<u>△0.03%</u>																																																																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.31%																																																																																																								
繰延税金資産																																																																																																									
貸倒引当金超過額	689百万円																																																																																																								
賞与引当金超過額	9百万円																																																																																																								
退職給付引当金超過額	111百万円																																																																																																								
相互援助積立金超過額	514百万円																																																																																																								
繰延資産償却超過額	14百万円																																																																																																								
未払事業税	6百万円																																																																																																								
特例業務負担金引当金超過額	27百万円																																																																																																								
未払奨励金	79百万円																																																																																																								
その他	76百万円																																																																																																								
繰延税金資産小計	1,530百万円																																																																																																								
評価性引当額	<u>△1,264百万円</u>																																																																																																								
繰延税金資産合計 (A)	265百万円																																																																																																								
繰延税金負債																																																																																																									
その他有価証券評価差額金	<u>△919百万円</u>																																																																																																								
その他	<u>△ 0百万円</u>																																																																																																								
繰延税金負債合計 (B)	<u>△919百万円</u>																																																																																																								
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	<u>△653百万円</u>																																																																																																								
法定実効税率	27.66%																																																																																																								
(調整)																																																																																																									
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.61%																																																																																																								
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	<u>△11.09%</u>																																																																																																								
住民税均等割等	0.60%																																																																																																								
評価性引当額の増減	0.25%																																																																																																								
その他	<u>△0.06%</u>																																																																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.97%																																																																																																								

令和元年度	令和2年度
<p><b>9 キャッシュ・フロー計算書に関する事項</b></p> <p>キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金であります。</p>	<p><b>11 キャッシュ・フロー計算書に関する事項</b></p> <p>キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金であります。</p>

### [会計監査人の監査]

令和元年度および令和2年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

## 確 認 書

私は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第73事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。

当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については内部監査部門から理事会等に適切に報告されております。
- ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和3年6月30日

岩手県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 菅原 和則

## ● 財務内容のご報告

## 役員等の報酬体系

## [役員]

## 1 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および監事をいいます。

## 2 役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	45	7

- (注) 1. 対象役員は、経営管理委員11名、理事4名、監事5名です。(期中に退任した者を含む)  
 2. 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

## 3 対象役員の報酬等の決定等

## ① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会（構成：県内の農業関係機関団体および学識経験者のうちから会長が委嘱した4人）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

## ② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に一定率を乗じて算定し、総会で各役員に対し退職慰労金を支給する旨の承認を受けた後、役員退職慰労引当金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については経営管理委員会によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

## [職員等]

### ●対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等（注1）」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額（注2）以上の報酬等を受ける者（注3）のうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はありません。

- （注）
1. 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。
  2. 「同等額」は、令和2年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。
  3. 令和2年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありません。

## [その他]

当会の対象役員および対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

## ● 財務内容のご報告

## 経営指標

## [最近の5事業年度の主要な経営指標]

(単位：百万円、口、人、%)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益	8,652	8,441	7,757	7,505	6,917
経常利益	1,271	1,170	750	616	662
当期末処分剰余金 (当期剰余金)	2,156 (980)	1,949 (934)	1,690 (582)	1,749 (500)	1,806 (529)
出資金総額 (出資口数)	19,463 (1,946千口)	19,463 (1,946千口)	23,463 (2,346千口)	23,463 (2,346千口)	23,463 (2,346千口)
純資産額	41,927	41,586	44,472	42,852	43,235
総資産額	907,245	920,233	905,354	901,322	900,887
貯金等残高	828,291	836,038	824,824	817,459	814,819
貸出金残高	164,016	163,712	161,134	163,946	162,703
有価証券残高	132,792	131,157	128,659	153,823	194,850
剰余金配当金額	591	391	291	351	351
・出資配当額	291	291	291	351	351
・事業分量配当額	300	100	-	-	-
職員数	91	81	79	74	75
単体自己資本比率	16.16	15.36	14.69	13.88	13.54

- (注) 1. 総資産額には、債務保証見返を含んでおります。なお、総資産額は、貸倒引当金および外部出資等損失引当金を控除した額です。  
 2. 貯金等残高には、譲渡性貯金を含んでおります。  
 3. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。

## [貯貸率・貯証率・貯預率]

(単位：%)

区分	令和元年度	令和2年度	増減
貯貸率	期末	19.9	△ 0.1
	期中平均	20.0	0.9
貯証率	期末	24.5	5.1
	期中平均	22.0	5.0
貯預率	期末	61.8	△ 4.8
	期中平均	63.9	△ 5.3

- (注) 1. 貯貸率 = 貸出金残高(平残) / 貯金残高(譲渡性貯金を含む)(平残) × 100  
 2. 貯証率 = 有価証券残高(買入金銭債権、金銭の信託を含む)(平残) / 貯金残高(譲渡性貯金を含む)(平残) × 100  
 3. 貯預率 = 預け金残高(平残) / 貯金残高(譲渡性貯金を含む)(平残) × 100

## ● 財務内容のご報告

## 損益の状況

## [利益総括表]

(単位：百万円、%)

項 目	令和元年度	令和2年度	増 減
資 金 運 用 収 支	1,322	1,210	△ 112
役 務 取 引 等 収 支	60	55	△ 4
そ の 他 事 業 収 支	640	396	△ 244
<b>事 業 粗 利 益</b>	<b>2,024</b>	<b>1,662</b>	<b>△ 361</b>
( 事 業 粗 利 益 率 )	0.23	0.19	△ 0.04

- (注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用(※))  
(※令和元年度 24百万円、令和2年度 23百万円)  
2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用  
3. その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用  
4. 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支  
5. 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

## [事業純益]

(単位：百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度	増 減
事 業 純 益		341	
実 質 事 業 純 益		397	
コ ア 事 業 純 益		445	
コア事業純益(投資信託解約損益を除く)		670	

- (注) 1. 事業純益＝事業収益－(事業費用－金銭の信託運用見合費用)－一般貸倒引当金繰入額  
2. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額  
3. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益  
国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。  
4. 農協法施行規則の改正を受け令和2年度分より開示することとなったため、令和2年度分のみを開示しております。

## [資金運用収支の内訳]

(単位：百万円、%)

項 目	令和元年度			令和2年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	878,873	5,693	0.65	867,855	5,000	0.58
うち 預 け 金	580,037	3,273	0.56	526,767	2,865	0.54
うち 有 価 証 券	138,290	1,457	1.05	176,016	1,230	0.70
うち 貸 出 金	160,455	959	0.60	164,880	902	0.55
資金調達勘定	871,324	4,370	0.50	861,030	3,789	0.44
うち 貯 金 ・ 定 積	829,579	4,392	0.53	823,143	3,812	0.46
うち 譲 渡 性 貯 金	8,284	0	0.01	397	0	0.01
うち 借 用 金	33,333	-	0.00	37,361	-	0.00
総 資 金 利 ざ や			△ 0.02			△ 0.01

- (注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率  
 資金調達原価率=(資金調達費用(貯金利息+譲渡性貯金利息+借入金利息+その他支払利息(支払雑利息等))+経費-金銭の信託運用見合費用)  
 / (貯金+譲渡性貯金+借入金+従業員預り金)-金銭の信託運用見合額) × 100
2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には受取奨励金および受取特別配当金が、資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には支払奨励金が含まれております。
3. 資金調達勘定計の平均残高および利息は金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しております。

## [受取・支払利息の増減額]

(単位：百万円)

項 目	令和元年度増減額	令和2年度増減額
受 取 利 息	△ 616	△ 692
うち 預 け 金	△ 264	△ 408
うち 有 価 証 券	6	△ 227
うち 貸 出 金	△ 357	△ 57
支 払 利 息	△ 224	△ 580
うち 貯 金 ・ 定 積	△ 140	△ 580
うち 譲 渡 性 貯 金	△ 5	0
うち 借 用 金	△ 70	-
差 引	△ 391	△ 112

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の「うち預け金」には受取奨励金および受取特別配当金が、支払利息の「うち貯金・定積」には支払奨励金が含まれております。
3. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

## [利益率]

(単位：%)

項 目	令和元年度	令和2年度	増 減
総資産経常利益率	0.07	0.07	0.00
純資産経常利益率	1.53	1.64	0.11
総資産当期純利益率	0.05	0.06	0.01
純資産当期純利益率	1.24	1.31	0.07

- (注) 1. 総資産経常利益率=経常利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100  
 2. 純資産経常利益率=経常利益/純資産勘定平均残高×100  
 3. 総資産当期純利益率=当期剰余金/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100  
 4. 純資産当期純利益率=当期剰余金/純資産勘定平均残高×100

## [経費の内訳]

(単位：百万円)

科 目	令和元年度	令和2年度
人 件 費	704	643
役員報酬	45	45
給料手当	503	467
うち賞与引当金繰入	29	30
福利厚生費	114	90
退職給付費用	33	32
役員退職慰労金	0	0
役員退職慰労引当金繰入	7	6
物 件 費	648	571
事業推進費	73	48
債権管理費	1	2
旅費・交通費	14	7
業務費	168	138
負担金	188	181
施設費	187	179
雑費	13	13
税金	48	50
経費合計	1,401	1,265

## ● 財務内容のご報告

## 貯金業務の状況

## [科目別貯金残高（期末残高）]

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
流 動 性 貯 金	43,019 ( 5.3 )	64,296 ( 7.9 )	21,277
定 期 性 貯 金	767,299 ( 93.9 )	748,384 ( 91.8 )	△ 18,915
そ の 他 の 貯 金	2,139 ( 0.2 )	2,138 ( 0.3 )	△ 1
計	812,459 ( 99.4 )	814,819 ( 100.0 )	2,360
譲 渡 性 貯 金	5,000 ( 0.6 )	- ( - )	△ 5,000
合 計	817,459 ( 100.0 )	814,819 ( 100.0 )	△ 2,639

- (注) 1. ( ) 内は構成比です。  
 2. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金  
 3. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

## [科目別貯金残高（平均残高）]

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
流 動 性 貯 金	39,808 ( 4.7 )	66,433 ( 8.1 )	26,624
定 期 性 貯 金	788,913 ( 94.2 )	756,168 ( 91.8 )	△ 32,745
そ の 他 の 貯 金	857 ( 0.1 )	542 ( 0.1 )	△ 314
計	829,579 ( 99.0 )	823,143 ( 100.0 )	△ 6,435
譲 渡 性 貯 金	8,284 ( 1.0 )	397 ( 0.0 )	△ 7,886
合 計	837,863 ( 100.0 )	823,541 ( 100.0 )	△ 14,322

- (注) 1. ( ) 内は構成比です。  
 2. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金  
 3. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

## [定期貯金残高]

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
定 期 貯 金	767,118 ( 100.0 )	748,251 ( 100.0 )	△ 18,866
うち固定金利定期	767,118 ( 100.0 )	748,251 ( 100.0 )	△ 18,866
うち変動金利定期	- ( - )	- ( - )	-

- (注) 1. ( ) 内は構成比です。  
 2. 固定金利定期は、預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金です。  
 3. 変動金利定期は、預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金です。

## ● 財務内容のご報告

## 貸出金業務の状況

## [科目別貸出金残高（期末残高）]

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
手形貸付	11,526 ( 7.0 )	11,517 ( 7.1 )	△ 8
証書貸付	119,482 ( 72.9 )	117,704 ( 72.3 )	△ 1,778
当座貸越	21,103 ( 12.9 )	19,937 ( 12.3 )	△ 1,165
金融機関貸付	11,833 ( 7.2 )	13,543 ( 8.3 )	1,710
割引手形	- ( - )	- ( - )	-
合 計	<b>163,946 ( 100.0 )</b>	<b>162,703 ( 100.0 )</b>	<b>△ 1,242</b>

(注) ( ) 内は構成比です。

## [科目別貸出金残高（平均残高）]

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
手形貸付	11,752 ( 7.3 )	11,655 ( 7.1 )	△ 97
証書貸付	120,838 ( 75.3 )	121,033 ( 73.4 )	194
当座貸越	15,758 ( 9.8 )	18,803 ( 11.4 )	3,045
金融機関貸付	12,106 ( 7.6 )	13,387 ( 8.1 )	1,281
割引手形	- ( - )	- ( - )	-
合 計	<b>160,455 ( 100.0 )</b>	<b>164,880 ( 100.0 )</b>	<b>4,424</b>

(注) ( ) 内は構成比です。

## [貸出金の金利条件別内訳残高]

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
固定金利貸出	131,807 ( 80.4 )	131,330 ( 80.7 )	△ 477
変動金利貸出	32,138 ( 19.6 )	31,373 ( 19.3 )	△ 764
合 計	<b>163,946 ( 100.0 )</b>	<b>162,703 ( 100.0 )</b>	<b>△ 1,242</b>

(注) ( ) 内は構成比です。

## [貸出金の用途別内訳残高]

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
設備資金	101,462 ( 61.9 )	99,883 ( 61.4 )	△ 1,578
運転資金	62,483 ( 38.1 )	62,820 ( 38.6 )	336
合 計	<b>163,946 ( 100.0 )</b>	<b>162,703 ( 100.0 )</b>	<b>△ 1,242</b>

(注) ( ) 内は構成比です。

## [貸出金の担保別内訳残高]

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
貯 金 等	12,702	12,807	104
有 価 証 券	150	208	58
動 産	282	756	474
不 動 産	6,260	5,433	△ 827
そ の 他 担 保 物	1,133	923	△ 210
計	20,529	20,128	△ 400
農業信用基金協会保証	3,409	3,470	61
そ の 他 保 証	23	18	△ 5
計	3,432	3,489	56
信 用	139,983	139,085	△ 898
合 計	163,946	162,703	△ 1,242

## [債務保証の担保別内訳残高]

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
貯 金 等	-	-	-
有 価 証 券	-	-	-
動 産	-	-	-
不 動 産	-	-	-
そ の 他 担 保 物	5	-	△ 5
計	5	-	△ 5
信 用	1,186	1,262	76
合 計	1,191	1,262	71

## [貸出金の業種別残高]

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
農 業	2,823 ( 1.7 )	3,190 ( 2.0 )	367
林 業	69 ( 0.0 )	63 ( 0.0 )	△ 6
水 産 業	300 ( 0.2 )	300 ( 0.2 )	-
製 造 業	5,296 ( 3.2 )	5,561 ( 3.4 )	265
鉱 業	- ( - )	- ( - )	-
建 設 業	1,002 ( 0.6 )	1,138 ( 0.7 )	135
電気・ガス・熱供給・水道業	259 ( 0.2 )	349 ( 0.2 )	89
運 輸 ・ 通 信 業	174 ( 0.1 )	317 ( 0.2 )	142
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	17,218 ( 10.5 )	19,364 ( 11.9 )	2,145
金 融 ・ 保 険 業	15,633 ( 9.5 )	16,743 ( 10.3 )	1,110
不 動 産 業	4,697 ( 2.9 )	3,517 ( 2.2 )	△ 1,179
サ ー ビ ス 業	15,382 ( 9.4 )	12,867 ( 7.9 )	△ 2,515
地 方 公 共 団 体	93,572 ( 57.1 )	92,171 ( 56.6 )	△ 1,401
そ の 他	7,516 ( 4.6 )	7,119 ( 4.4 )	△ 396
合 計	163,946 ( 100.0 )	162,703 ( 100.0 )	△ 1,242

(注) ( ) 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

## [主要な農業関係の貸出金残高]

### ①営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
農 業	2,668	2,540	△ 128
穀 作	35	31	△ 4
野 菜 ・ 園 芸	444	448	4
果 樹 ・ 樹 園 農 業	-	1	1
工 芸 作 物	39	37	△ 2
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	2,148	2,011	△ 137
養 鶏 ・ 養 卵	-	10	10
養 蚕	-	-	-
そ の 他 農 業	-	-	-
農 業 関 連 団 体 等	17,045	19,187	2,141
合 計	19,714	21,727	2,013

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。なお、上記の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。  
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。  
 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農等が含まれています。

### ②資金種類別

#### [貸出金]

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	17,225	19,158	1,933
農 業 制 度 資 金	2,488	2,568	79
農 業 近 代 化 資 金	2,155	2,232	76
そ の 他 制 度 資 金	333	336	3
合 計	19,714	21,727	2,013

- (注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。  
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。  
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

#### [受託貸付金]

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金 (農林水産事業)	7,522	8,380	858

## [リスク管理債権の状況]

(単位：百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度	増 減
破綻先債権額	137	—	△ 137
延滞債権額	2,661	2,717	56
3か月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—
合 計 (A)	2,798	2,717	△ 80
担保・保証による保全額 (B)	998	289	△ 708
個別貸倒引当金引当額 (C)	1,641	2,420	779
担保・保証等控除後債権額(A-B-C)	159	7	△ 151

- (注) 1. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金で、注1に掲げるものおよび債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外をいいます。
3. 3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金（注1、注2に掲げるものを除く）をいいます。
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金（注1、注2および注3に掲げるものを除く。）をいいます。
5. 全貸出額に占めるリスク管理債権の割合は1.67%です。

## [金融再生法開示債権区分に基づく保全状況]

令和元年度

(単位：百万円)

債 権 区 分	債 権 額	保 全 額			
		担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	506	61	0	444	506
危 険 債 権	2,333	862	99	1,208	2,171
要 管 理 債 権	—	—	—	—	—
小 計	2,840	924	100	1,653	2,678
正 常 債 権	162,419				
合 計	165,259				

令和2年度

(単位：百万円)

債 権 区 分	債 権 額	保 全 額			
		担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	347	55	0	292	347
危 険 債 権	2,403	159	94	2,139	2,394
要 管 理 債 権	—	—	—	—	—
小 計	2,751	215	94	2,431	2,742
正 常 債 権	161,316				
合 計	164,068				

- (注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。
- 破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。
  - 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状況および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取ができない可能性の高い債権をいいます。
  - 要管理債権とは、3か月以上延滞債権で、注1および注2に該当しないものおよび貸出条件緩和債権をいいます。
  - 正常債権とは、債務者の財政状況および経営成績に特に問題がないものとして、注1、注2および注3に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

## [元本補填契約のある信託にかかる貸出金のリスク管理債権の状況]

該当する取引はありません。

## [貸倒引当金の期末残高および期中の増減額]

(単位：百万円)

区 分	令和元年度				令和2年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	465	461	-	465	461	461	517	-	461	517
個別貸倒引当金	2,342	2,494	-	2,342	2,494	2,494	2,431	140	2,354	2,431
合 計	2,807	2,955	-	2,807	2,955	2,955	2,949	140	2,815	2,949

## [貸出金償却の額]

(単位：百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度
貸出金償却額	-	140

(注) 貸出金償却額は、個別貸倒引当金相殺前の金額を表示しております。

## ● 財務内容のご報告

## 有価証券等の状況

## [種類別有価証券残高 (期末残高)]

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
国 債	67,784 ( 44.1 )	90,842 ( 46.6 )	23,058
地 方 債	5,657 ( 3.7 )	4,107 ( 2.1 )	△ 1,550
短 期 社 債	- ( - )	- ( - )	-
社 債	37,403 ( 24.3 )	44,758 ( 23.0 )	7,354
株 式	1,338 ( 0.9 )	1,778 ( 0.9 )	439
外 国 証 券	23,713 ( 15.4 )	30,756 ( 15.8 )	7,042
そ の 他 の 証 券	17,925 ( 11.6 )	22,607 ( 11.6 )	4,682
合 計	<b>153,823 ( 100.0 )</b>	<b>194,850 ( 100.0 )</b>	<b>41,027</b>

(注) 1. ( ) 内は構成比です。  
2. その他の証券=政府保証債+金融債+受益証券

## [種類別有価証券残高 (平均残高)]

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
国 債	64,181 ( 46.4 )	81,778 ( 46.5 )	17,596
地 方 債	5,013 ( 3.6 )	4,885 ( 2.8 )	△ 128
短 期 社 債	- ( - )	- ( - )	-
社 債	33,503 ( 24.2 )	40,411 ( 22.9 )	6,908
株 式	926 ( 0.7 )	869 ( 0.5 )	△ 56
外 国 証 券	21,040 ( 15.2 )	30,145 ( 17.1 )	9,104
そ の 他 の 証 券	13,625 ( 9.9 )	17,926 ( 10.2 )	4,300
合 計	<b>138,290 ( 100.0 )</b>	<b>176,016 ( 100.0 )</b>	<b>37,725</b>

(注) 1. ( ) 内は構成比です。  
2. その他の証券=政府保証債+金融債+受益証券

## [商品有価証券種類別平均残高]

該当する取引はありません。

## [有価証券残存期間別残高]

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
令和元年度								
国債	7,067	32,738	1,030	-	-	26,947	-	67,784
地方債	809	507	524	218	-	3,598	-	5,657
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	1,710	4,042	7,079	3,898	14,220	5,562	889	37,403
株式	-	-	-	-	-	-	1,338	1,338
外国証券	997	3,605	5,570	2,582	7,847	3,110	-	23,713
その他の証券	-	2,786	1,733	2,919	6,569	1,640	2,274	17,925
合 計	10,584	43,681	15,937	9,619	28,637	40,860	4,503	153,823
令和2年度								
国債	19,108	14,265	-	-	15,369	42,099	-	90,842
地方債	500	517	215	-	-	2,874	-	4,107
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	2,610	1,717	7,361	6,454	14,069	11,848	696	44,758
株式	-	-	-	-	-	-	1,778	1,778
外国証券	1,504	5,407	8,594	4,771	7,266	3,210	-	30,756
その他の証券	-	2,861	2,468	1,376	12,566	1,163	2,171	22,607
合 計	23,724	24,768	18,640	12,602	49,271	61,196	4,645	194,850

(注) その他の証券=政府保証債+金融債+受益証券

## [有価証券の時価情報等]

## 1. 有価証券の時価情報

## (1) 売買目的有価証券

該当する取引はありません。

## (2) 満期保有目的の債券

	種 類	令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	買入金銭債権	-	-	-	399	400	0
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	買入金銭債権	-	-	-	197	197	△0
合 計		-	-	-	597	597	0

## (3) その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,108	686	422	1,730	964	765
	債券	77,578	74,262	3,315	79,910	77,278	2,631
	国債	61,139	58,066	3,072	51,448	49,104	2,343
	地方債	2,978	2,901	76	1,332	1,299	32
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	13,460	13,293	166	27,129	26,874	255
	その他	17,999	16,617	1,382	31,426	30,066	1,359
	外国証券	5,569	5,503	66	18,637	18,393	244
	その他の証券	12,430	11,114	1,315	12,788	11,673	1,115
	小 計	<b>96,686</b>	<b>91,566</b>	<b>5,119</b>	<b>113,066</b>	<b>108,309</b>	<b>4,757</b>
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	230	258	△ 27	48	48	△ 0
	債券	33,267	33,738	△ 471	59,798	60,463	△ 665
	国債	6,645	6,749	△ 104	39,394	39,850	△ 456
	地方債	2,678	2,691	△ 12	2,775	2,845	△ 69
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	23,943	24,297	△ 354	17,628	17,767	△ 138
	その他	23,639	24,573	△ 934	21,937	22,442	△ 504
	外国証券	18,143	18,699	△ 555	12,118	12,273	△ 154
	その他の証券	5,495	5,874	△ 379	9,819	10,169	△ 350
	小 計	<b>57,136</b>	<b>58,570</b>	<b>△ 1,433</b>	<b>81,784</b>	<b>82,955</b>	<b>△ 1,170</b>
合 計	<b>153,823</b>	<b>150,137</b>	<b>3,686</b>	<b>194,850</b>	<b>191,264</b>	<b>3,586</b>	

## 2. 金銭の信託の時価情報

## (1) 運用目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

## (2) 満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

## (3) その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
令和元年度					
その他の金銭の信託	4,853	5,500	△ 646	-	△ 646
令和2年度					
その他の金銭の信託	4,737	5,000	△ 262	-	△ 262

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

## 3. デリバティブ取引等(デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)

該当する取引はありません。

## ● 財務内容のご報告

## 為替・受託貸付金業務の状況

## [内国為替取扱残高]

(単位：件、百万円)

		令和元年度		令和2年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込	件 数	111,102	52,169	102,894	48,792
	金 額	458,258	461,053	412,448	368,818
代金取立	件 数	34	-	25	-
	金 額	512	-	414	-
雑 為 替	件 数	6,365	7,650	6,178	7,351
	金 額	1,162	2,672	1,096	2,191

## [受託貸付金残高]

(単位：百万円)

受託先	令和元年度	令和2年度
株式会社 日本政策金融公庫 ( 農 林 水 産 事 業 )	7,522	8,380
株式会社 日本政策金融公庫 ( 国 民 生 活 事 業 )	158	140
独立行政法人 住宅金融支援機構	3,772	3,339
独立行政法人 福祉医療機構	14	11
合 計	11,467	11,872

## ● 財務内容のご報告

## 自己資本比率の状況（単体）

## [自己資本の状況]

## ● 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の増加に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、令和3年3月末における自己資本比率は、13.54%となりました。

## ● 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資により調達しています。

## 普通出資金

項 目	内 容
発 行 主 体	岩手県信用農業協同組合連合会
資 本 調 達 手 段 の 種 類	普通出資金
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 に 算 入 し た 額	234億円（前年度234億円）

当会では、経営の健全性確保を目的に「自己資本管理規程」を制定し、法令に対応する自己資本（規制資本）および統合的リスク管理に対応する自己資本（リスク資本）を管理することにより自己資本の充実度の評価を行っています。

なお、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

## [自己資本の構成]

(単位：百万円、%)

項 目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	40,301	40,478
うち、出資金および資本準備金の額	23,463	23,463
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	17,189	17,367
うち、外部流出予定額(△)	351	351
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,322	2,377
うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額	2,322	2,377
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	42,623	42,856
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	9	2
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	9	2
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	9	2
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	42,613	42,854

項 目	令和元年度	令和2年度
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	303,066	312,892
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 760	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 760	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,827	3,533
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	306,894	316,425
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	13.88%	13.54%

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
- なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

## [自己資本の充実度に関する事項]

信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位：百万円)

区 分	令和元年度			令和2年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	432	-	-	501	-	-
我が国の中央政府および 中央銀行向け	64,924	-	-	89,059	-	-
外国の中央政府および 中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	99,247	-	-	96,378	-	-
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	205	41	1	204	40	1
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	500	50	2	500	50	2
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	597	59	2
地方三公社向け	396	0	-	396	0	-
金融機関および第一種金融商品 取引業者向け	584,176	114,277	4,571	548,500	106,325	4,253
法人等向け	75,567	54,226	2,169	86,407	59,769	2,390
中小企業等向けおよび個人向け	409	273	10	368	241	9
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	3,690	3,450	138	3,143	3,050	122
三月以上延滞等	318	58	2	145	41	1
取立未済手形	15	3	0	7	1	0
信用保証協会等による保証付	3,439	323	12	3,563	336	13
株式会社地域経済活性化支援 機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
出資等	2,062	2,062	82	1,936	1,936	77
（うち出資等のエクスポージャー）	2,062	2,062	82	1,936	1,936	77
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
上記以外	49,866	120,490	4,819	54,481	130,864	5,234
（うち他の金融機関等の対象資本 等調達手段のうち対象普通出資 等およびその他外部TLAC関連 調達手段に該当するもの以外の ものに係るエクスポージャー）	7,362	18,407	736	9,931	24,829	993
（うち農林中央金庫の対象資本調 達手段に係るエクスポージャー）	39,998	99,995	3,999	39,998	99,995	3,999
（うち特定項目のうち調整項目に 算入されない部分に係るエク スポージャー）	279	699	27	265	663	26
（うち総株主等の議決権の百分 十を超える議決権を保有してい る他の金融機関等に係るその 他外部TLAC関連調達手段に関 するエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分 十を超える議決権を保有してい ない他の金融機関等に係るその 他外部TLAC関連調達手段のう ち、その他外部TLAC関連調達手 段に係る5%基準額を上回る部 分に係るエクスポージャー）	6	9	0	2,197	3,296	131
（うち上記以外のエクスポージャー）	2,219	1,378	55	2,088	2,079	83
証券化	-	-	-	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-
（うち非STC要件適用分）	-	-	-	-	-	-

区 分	令和元年度			令和2年度		
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	22,218	8,568	342	26,993	10,173	406
（うちルックスルー方式）	22,218	8,568	342	26,993	10,173	406
（うちマナデート方式）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式250%）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式400%）	-	-	-	-	-	-
（うちフォールバック方式）	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	/	△ 760	△ 30	/	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	907,472	303,066	12,122	913,185	312,892	12,515
CVAリスク相当額÷8%	/	-	-	/	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	907,472	303,066	12,122	913,185	312,892	12,515
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	3,827	153	3,533	141		
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	306,894	12,275	316,425	12,657		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
- 〈オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉
- $$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

## [信用リスクに関する事項]

### ●リスク管理の方針および手続の概要

当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、リスクマネジメント規程およびリスクマネジメント方針等の規程類を整備しています。

与信取引においては、内部格付により与信先別に与信限度額を設定のうえ、格付別・業種別等の与信状況についてモニタリング・管理を行っています。

市場関連取引においては、格付機関の格付による取得制限、格付状況のモニタリング・管理を行っています。

また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会を原則四半期ごとに開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容等を報告・協議しています。

当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき計上しています。

なお、引当は自己査定結果に基づく債務者区分に応じて行い、貸倒引当金は毎期全額洗替方式により計上しています。

### ●標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

- ①リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

- ②リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

## (1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

	令和元年度					令和2年度					
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	
国内	861,002	171,205	108,174	-	318	855,448	176,461	137,921	-	145	
国外	24,251	-	24,251	-	-	30,744	-	30,744	-	-	
地域別残高計	885,254	171,205	132,426	-	318	886,192	176,461	168,665	-	145	
法人	農業	3,110	3,110	-	-	167	3,590	3,590	-	-	22
	林業	274	274	-	-	-	263	263	-	-	-
	水産業	300	300	-	-	-	300	300	-	-	-
	製造業	14,286	5,898	7,817	-	-	14,619	5,864	7,907	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	12,356	6,802	5,104	-	65	11,320	5,258	5,907	-	60
	電気・ガス・熱供給・水道業	6,366	259	6,107	-	-	7,661	349	7,312	-	-
	運輸・通信業	4,542	399	3,984	-	-	5,094	352	4,575	-	-
	金融・保険業	625,909	15,674	32,776	-	-	600,551	22,819	41,163	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	46,021	39,517	6,111	-	-	47,011	38,096	8,590	-	-
	日本国政府・地方公共団体	164,172	93,648	70,524	-	-	185,438	92,229	93,208	-	-
上記以外	840	-	-	-	-	840	-	-	-	-	
個人	1,720	1,720	-	-	85	1,837	1,837	-	-	62	
その他	5,352	3,600	-	-	-	7,662	5,500	-	-	-	
業種別残高計	885,254	171,205	132,426	-	318	886,192	176,461	168,665	-	145	
1年以下	588,659	33,175	10,522	-	-	556,346	28,559	23,659	-	-	
1年超3年以下	95,189	54,951	40,238	-	-	90,828	69,176	21,652	-	-	
3年超5年以下	62,928	48,674	14,253	-	-	61,486	45,426	16,059	-	-	
5年超7年以下	15,714	8,963	6,750	-	-	12,885	1,665	11,219	-	-	
7年超10年以下	25,614	3,194	22,419	-	-	41,876	5,436	36,440	-	-	
10年超	50,760	13,422	37,338	-	-	72,153	13,218	58,934	-	-	
期限の定めのないもの	46,387	8,824	903	-	-	50,614	12,977	700	-	-	
残存期間別残高計	885,254	171,205	132,426	-	-	886,192	176,461	168,665	-	-	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことであります。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、固定資産等が該当します。

## (2) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

## a 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

	令和元年度					令和2年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	465	461	-	465	461	461	517	-	461	517
個別貸倒引当金	2,342	2,494	-	2,342	2,494	2,494	2,431	140	2,354	2,431

## b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和元年度						令和2年度						
	貸倒引当金					貸出金償却	貸倒引当金					貸出金償却	
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		
		目的使用	その他					目的使用	その他				
国内	2,342	2,494	-	2,342	2,494	-	2,494	2,431	140	2,354	2,431	-	
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地域別計	2,342	2,494	-	2,342	2,494	-	2,494	2,431	140	2,354	2,431	-	
法人	農業	388	385	-	388	385	-	385	252	139	245	252	139
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	469	663	-	469	663	-	663	423	-	663	423	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	81	71	-	81	71	-	71	1,062	-	71	1,062	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	23	22	-	23	22	-	22	21	-	22	21	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	482	454	-	482	454	-	454	617	-	454	617	-
上記以外	840	840	-	840	840	-	840	-	-	840	-	-	
個人	55	56	-	55	56	-	56	54	0	56	54	0	
業種別計	2,342	2,494	-	2,342	2,494	-	2,494	2,431	140	2,354	2,431	140	

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

## (3) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

	令和元年度			令和2年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	-	178,389	-	203,682	203,682
	2%	-	-	-	-	-
	4%	-	-	-	-	-
	10%	-	3,757	3,757	-	4,486
	20%	5,305	572,127	577,432	6,956	532,858
	35%	-	-	-	-	-
	50%	30,294	244	30,539	35,540	102
	75%	-	374	374	-	329
	100%	10,145	37,470	47,615	10,502	39,336
	150%	-	11	11	-	2,201
	250%	-	47,133	47,133	-	50,195
	その他	-	-	-	-	-
	1250%	-	-	-	-	-
	合計	45,745	839,508	885,254	52,999	833,192

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみを使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

## [信用リスク削減手法に関する事項]

## ●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

### ●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和元年度			令和2年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	396	-	-	396	-
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	1,100	-	-	5,400	-	-
法人等向け	-	527	-	-	1,023	-
中小企業等向けおよび個人向け	-	16	-	-	18	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
合計	1,100	940	-	5,400	1,438	-

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。  
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定利払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。  
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。  
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

## 【派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項】

### ●派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。

当会では、派生商品取引に関して、価格変動リスクを回避するとともに、運用利回りの向上を図る目的で実施しており、余裕金運用規程および余裕金運用方針等に基づき管理を行っています。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引であり、該当する取引は行っていません。

#### (1) 派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

	令和元年度	令和2年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

## 令和元年度

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1)外国為替関連取引	-	-	-	-	-	-
(2)金利関連取引	-	-	-	-	-	-
(3)金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4)株式関連取引	-	-	-	-	-	-
(5)貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-	-	-
(6)その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7)クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	-	-	-	-	-	-
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による与信 相当額削減効果(▲)		-				-
合 計	-	-	-	-	-	-

## 令和2年度

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1)外国為替関連取引	-	-	-	-	-	-
(2)金利関連取引	-	-	-	-	-	-
(3)金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4)株式関連取引	-	-	-	-	-	-
(5)貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-	-	-
(6)その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7)クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	-	-	-	-	-	-
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による与信 相当額削減効果(▲)		-				-
合 計	-	-	-	-	-	-

- (注) 1.「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。
- 2.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
- 3.「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

## (2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

(単位：百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	プロテクション の購入	プロテクション の提供	プロテクション の購入	プロテクション の提供
想定元本額	-	-	-	-

- (注) 1.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
- 2.「プロテクションの購入」とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ(回避・低減)するための取引、「プロテクションの提供」とは、保証を与える取引を指します。
- 3.「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

## (3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
想定元本額	-	-

## [証券化エクスポージャーに関する事項]

該当する取引はありません。

## [オペレーショナル・リスクに関する事項]

### ●リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、正確な事務を怠るあるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクやコンピュータシステムの停止又は誤作動、システムの不備等により損失を被るリスクのことです。

当会では、リスクマネジメント規程およびリスクマネジメント方針に基づきオペレーショナル・リスクを管理しています。

事務ミス・不正等の防止の観点から、各種事務手続等の整備を行い、自己検査および内部監査等を通じ、適正な業務運営と不正・事故等の未然防止に努めています。

また、システムリスクに対しては、セキュリティポリシー等を制定し、情報資産の安全性確保とコンピュータシステムの安全な運用に努めています。

### ●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用費用を加算して算出します。

## [出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項]

### ●出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

当会では、出資その他これに類するエクスポージャーに関して、リスクマネジメント方針および余裕金運用方針等に基づき、評価損益・格付状況等のモニタリング・管理を行っているほか、資産自己査定の実施による管理を行っています。

#### (1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	1,338	1,338	1,778	1,778
非上場	32,772	32,772	32,913	32,913
合計	34,111	34,111	34,691	34,691

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

#### (2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和元年度			令和2年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
46	53	-	72	18	-

#### (3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和元年度		令和2年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
422	27	765	0

#### (4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和元年度		令和2年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

## [リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項]

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	22,218	26,993
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

## [金利リスクに関する事項]

### ● リスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会における、リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

#### ▶ リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、モニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

#### ▶ リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当会は、ALM・リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

#### ▶ 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

### ● 金利リスクの算定方法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta$ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

#### ▶ 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.14年となっております。

#### ▶ 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

#### ▶ 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

#### ▶ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

#### ▶ 複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ▶ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）  
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ▶ 内部モデルの使用等、 $\Delta$ EVEおよび $\Delta$ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提  
内部モデルは使用しておりません。
- ▶ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
 $\Delta$ EVEの前事業年度末からの変動要因は、有価証券残高の増加によるものです。
- ▶ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
該当ありません。

## ● 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

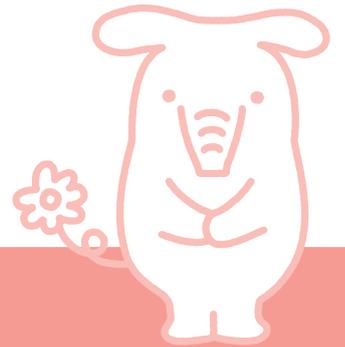
## IRRBB1：金利リスク

項番		イ		ロ		ハ		ニ	
		$\Delta$ EVE				$\Delta$ NII			
		当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	15,937	12,489			1,457		1,239	
2	下方パラレルシフト	△ 4,873	△ 2,148			0		0	
3	スティープ化	12,262	9,199						
4	フラット化	△ 2,258	160						
5	短期金利上昇	2,779	2,420						
6	短期金利低下	902	1,134						
7	最大値	15,937	12,489			1,457		1,239	
				ホ		へ			
				当期末		前期末			
8	自己資本の額		42,854					42,613	

(用語説明)

- ・ 「 $\Delta$ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・ 「 $\Delta$ NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・ 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

# 4



## コンプライアンス等への 取り組み

コンプライアンスへの取り組み	84
マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応	85
利用者保護への取り組み	86
利益相反管理方針の概要	87
個人情報保護への取り組み	88
金融 ADR 制度への対応	89
金融円滑化への取り組み	90
内部監査体制およびリスク管理体制	91

● コンプライアンス等への取り組み

# コンプライアンス等への取り組み

## コンプライアンス への取り組み

金融機関の業務は極めて社会的使命が強く、それゆえ、業務遂行上いかなる場合であっても法令等を遵守し、高い倫理観をもって臨む姿勢が求められています。

当会はその責任を十分認識し、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置づけ、「コンプライアンスにかかる基本方針」等を定めております。

また、コンプライアンス全般にかかる協議等を行うため、代表理事理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、年度ごとに策定するコンプライアンス・プログラムに基づき、業務遂行上の留意点等について計画的に研修を行う等、コンプライアンスの一層の定着に取り組んでおります。

### 《コンプライアンスにかかる基本方針》

#### I 基本的使命と社会的責任

信連は、農業専門かつ協同組織の地域金融機関として、農業の健全な発展や地域経済・社会の繁栄への貢献を使命とするとともに、「JAバンクシステム」における都道府県域の指導機関として、県内信用秩序の維持に責任を負っています。

こうした基本的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会からの一層のゆるぎない信頼を確立します。

#### II 質の高いサービスの提供

お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに対応するとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高いサービスの提供を行い、経済社会の発展に貢献します。

#### III 法令等の厳格な遵守

関連する法令等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請

に適応し、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

#### IV 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

#### V 透明性の高い組織風土の構築

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど、透明性の高い組織風土を構築します。

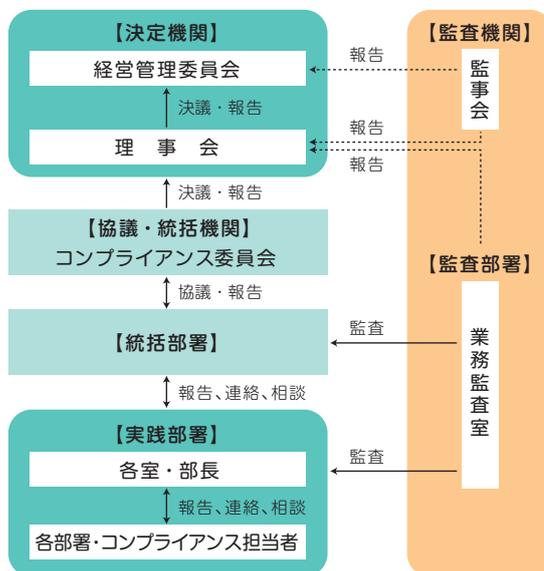
#### VI 持続可能な社会への貢献

社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。

4

コンプライアンス等への取り組み

### 《コンプライアンス実施体制》



## マネー・ローン ダリング等 および反社会的 勢力等への対応

当会は、「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等を定め、態勢の強化を図っております。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用の防止に取り組むとともに、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等との一切の関係を遮断し、確固たる信念を持って排除の姿勢を堅持しております。

### 《マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針》

岩手県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、事業を行うにつまじまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組めます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

#### （運営等）

当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

#### （マネー・ローンダリング等の防止）

当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

#### （反社会的勢力との決別）

当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

#### （組織的な対応）

当会は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

#### （外部専門機関との連携）

当会は、警察、公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

## 利用者保護への 取 り 組 み

利用者保護への社会的要請を踏まえ、利用者のみなさまからより一層の安心と信頼を得るため、金融商品の販売時における適切かつ十分な説明、相談・苦情等に対する適切な対応、利用者のみなさまの利益が不当に害されないこと等を目的として、利用者保護に関する基本方針を定め、利用者の保護と利便性の向上を図るための継続的な取り組みを行っております。

### 《利用者保護等管理方針》

岩手県信用農業協同組合連合会（以下「当会」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていく。

- 1 利用者に対する取引又は金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）及び情報提供を適切かつ十分に行う。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得並びに情報の紛失、漏洩及び不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
- 4 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
- 5 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利用者保護のための利益相反管理体制の整備に努める。

※本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当会との間で事業として行われるすべての取引」をいう。

## 利益相反 管理方針の 概要

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農協法、金融商品取引法、関係するガイドラインおよび利用者保護等管理方針に基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利用者保護のための利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を定めており、その概要は次のとおりです。

### 《利益相反管理方針の概要》

#### 1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務又は金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

#### 2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。

- (1) お客さまと当会との利益が相反する類型
- (2) 当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

#### 3. 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引又は当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、又は中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守

秘義務に違反しない場合に限りです。）

- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

#### 4. 利益相反管理体制

- (1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署及びその統括者を定めます。

この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。

また、当会の役職員に対し、本方針及び本方針を踏まえた内部規則等に関する研修・教育等を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

#### 5. 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

## 個人情報保護 への取り組み

当会は、個人情報保護法を遵守するため「個人情報保護宣言」を策定・公表するとともに個人情報の取り扱いにかかる内部管理規程等を定め、統括管理者を設置する等個人情報の保護に係る体制を整備しております。

### 《個人情報保護宣言》

岩手県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、地域金融機関として、JAとともに金融サービスの提供を通して農家経営の向上を図り、併せて岩手の農業と地域経済の発展に貢献するため、利用者等の皆様の個人情報および個人番号等（以下「個人情報等」といいます。）を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の事項を遵守することを宣言します。

#### 1. 関係法令等の遵守

当会は、利用者等の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護宣言に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。

#### 2. 利用目的

当会は、利用者等の個人情報等の取り扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。

なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取り扱いはいたしません。

#### 3. 適正な取得

当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

#### 4. 安全管理措置

当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業員および委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。

#### 5. 第三者への提供

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。

#### 6. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

#### 7. 匿名加工情報の取り扱い

当会は、匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。）の取り扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

#### 8. 開示・訂正等、利用停止等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示・訂正等および利用停止等のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

#### 9. 継続的な改善

当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取り組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

#### 10. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出

当会の個人情報等の取り扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

当会の個人情報等の取り扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、次の窓口までお申し出ください。

〒020-0022 岩手県盛岡市大通一丁目2番1号  
岩手県信用農業協同組合連合会  
TEL 019-626-8726

## 金融ADR制度 への対応

金融ADR制度は、一般に「裁判外紛争解決制度」等と訳され、訴訟によらない、より簡易で、特に消費者の経済的・時間的負担を軽減できる民事上の紛争解決手続きを指し、農協法や銀行法などに各金融機関の行為規制が定められています。

具体的には、苦情など金融分野のトラブルが発生した場合、「公正・中立な第三者（弁護士等）の関与を経て、当事者同士の話し合いで解決の途を探る」方法で、弁護士会が設置・運営する「仲裁センター」等において非公開の手続きで行われるため、当事者の秘密が守られるなどのメリットがあります。

### ①苦情処理措置の内容

当会では、利用者のみなさまにより一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、JAバンクに関するご相談および苦情等を受け付けております。

苦情等受付窓口	資金部	電話番号	019-626-8726（貯金関係）
	融資部	電話番号	019-626-8735（貸出関係）
	受付時間	午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）	

なお、JAバンク相談所でも、JAバンクに関するご相談・苦情を受け付けてしております。公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申出者のご理解を得たうえで、ご利用の組合に対して迅速な解決を依頼します。

一般社団法人JAバンク相談所	電話番号	03-6837-1359
	受付時間	午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

### ②紛争解決措置の内容

苦情などの申し出につきましては、当会が対応いたしますが、納得のいくような解決が得られず、利用者のみなさまが外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会を利用できます。

仙台弁護士会	紛争解決支援センター
--------	------------

なお、JAバンク相談所は、上記弁護士会と提携しており、利用者のみなさまはJAバンク相談所を通じて弁護士会をご利用いただけます。

## 金融円滑化への取り組み

当会は、協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、重要な役割の一つとして位置づけ、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、金融円滑化にかかる基本的方針を定め、金融の円滑化に取り組んでまいります。

（令和2年度末における貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権累計は、206件、7,772百万円となっております。）

### 《金融円滑化にかかる基本的方針》

岩手県信用農業協同組合連合会（以下、「当会」といいます。）は、協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- 1 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応できるよう努めます。
- 2 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。  
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの知識等に応じて、説明及び情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。  
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明できるよう努めます。
- 4 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会及び中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。  
また、これらの関係機関から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。  
具体的には、  
(1) 代表理事理事長以下、理事、室・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。  
(2) 代表理事理事長を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。  
(3) 「金融円滑化管理統括者」を設置し、金融円滑化担当部署における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

## ○コンプライアンス等への取り組み

## 内部監査体制およびリスク管理体制

## 内部監査体制

当会は、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理および各部門の業務遂行状況について、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、適正な業務運営の維持・改善に努めております。

また、内部監査は、年度ごとに定める業務監査計画に基づき、当会の全部署を対象に実施するとともに、監査結果は定期的に理事会、経営管理委員会に報告しております。

なお、内部監査部門は被監査部署の改善取組状況について定期的にフォローアップを実施しております。

## リスク管理体制

会員・利用者みなさまに安心して当会をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応するため、年度ごとに「リスクマネジメント方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制等について規定するとともに、リスクマネジメントに関する協議機関としてALM・リスク管理委員会を設置する等、リスク管理の基本的な体制を整備しております。

また、信用リスクや市場リスク、オペレーショナル・リスク等の保有する様々なリスクを総体的に把握し、経営体力である自己資本の範囲内に適切にコントロールする統合的リスク管理に取り組んでおります。

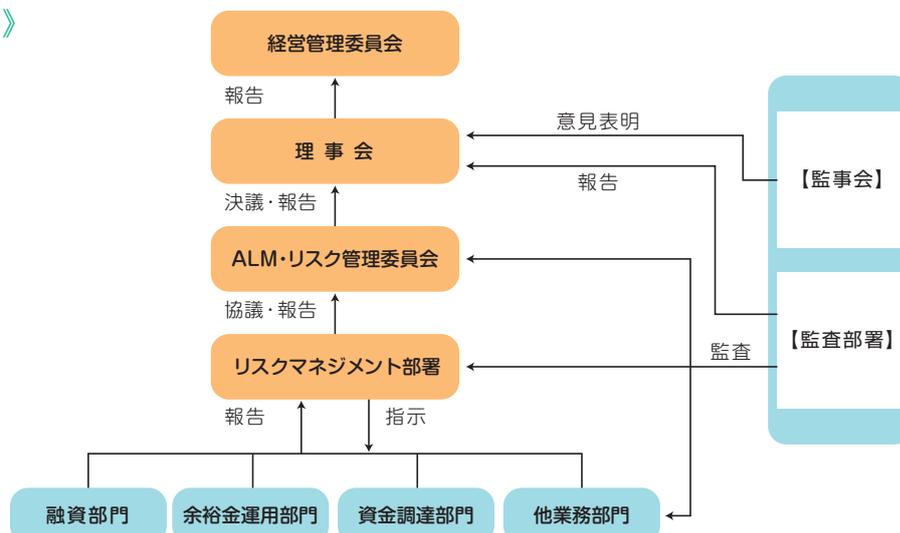
## ①リスク管理全般

「リスクマネジメント方針」等リスク管理に係る重要事項の決定は理事会で行っております。また、各種リスクの実態把握および統合的なリスク管理に向けた具体的なリスクマネジメント方策等については、ALM・リスク管理委員会で協議を行い、その結果を理事会に報告しております。

与信取引にあたっては、営業部門と審査部門を独立し、審査部門が二次審査を行うほか、各部門において審査および債権管理能力の向上に努めております。

さらに、経営諸活動の全般にわたる管理・運営の制度および業務の遂行状況等については、監査部門が内部管理態勢（リスク管理態勢を含む）等の適切性と有効性の観点から検証・評価を行っております。

## 《リスク管理体制》



## ②各種リスク管理

## 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被るリスクのことです。

当会では、内部格付により与信先別に与信限度額を設定し、与信管理を行うとともに、格付別・業種別の与信状況についてモニタリングを実施し、与信集中を管理するなど、信用リスク管理に努めております。

## 流動性リスク管理

流動性リスクとは、資金調達において必要資金が確保できず資金繰りが困難となる場合や、資金の確保に通常よりも高いコストでの調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクです。

当会では、大口の資金動向や資金決済等の管理を日々行うとともに、流動性資金として短期資金や流動性の高い有価証券の確保に努めております。

## 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、株価、為替等の市場要素の変動により保有する資産の価値が変動することにより損失を被るリスクです。

当会では、保有する有価証券等についてBPV（ベース・ポイント・バリュー）やVaR（バリュー・アット・リスク）の計測手法を用いてリスク量計測を行うとともに、銀行勘定の金利リスク量（ $\Delta$ EVEおよび $\Delta$ NII）を計測し、管理しております。

リスク  
マネジメント

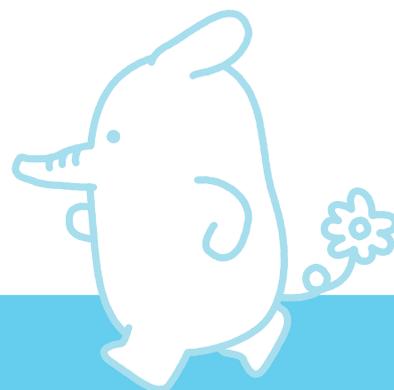
## オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、正確な事務処理を怠る、あるいは事務処理を誤る等、人為的なエラーにより損失を被るリスク（事務リスク）や、コンピュータシステムのダウンまたはシステムの不備等、技術的なエラーにより損失を被るリスク（システムリスク）等の総称です。

当会では、事務ミス・不正等の防止の観点から、各種事務手続等の整備を図っております。さらに事務リスク管理の強化を図るため、自己検査の実施や監査部門による定期的な業務監査等を通じ、適正な業務運営と不正・事故等の未然防止に努めております。

また、システムリスクに対してはセキュリティポリシー等を制定し、情報資産の安全性確保とコンピュータシステムの安全な運用に努めております。

# 5



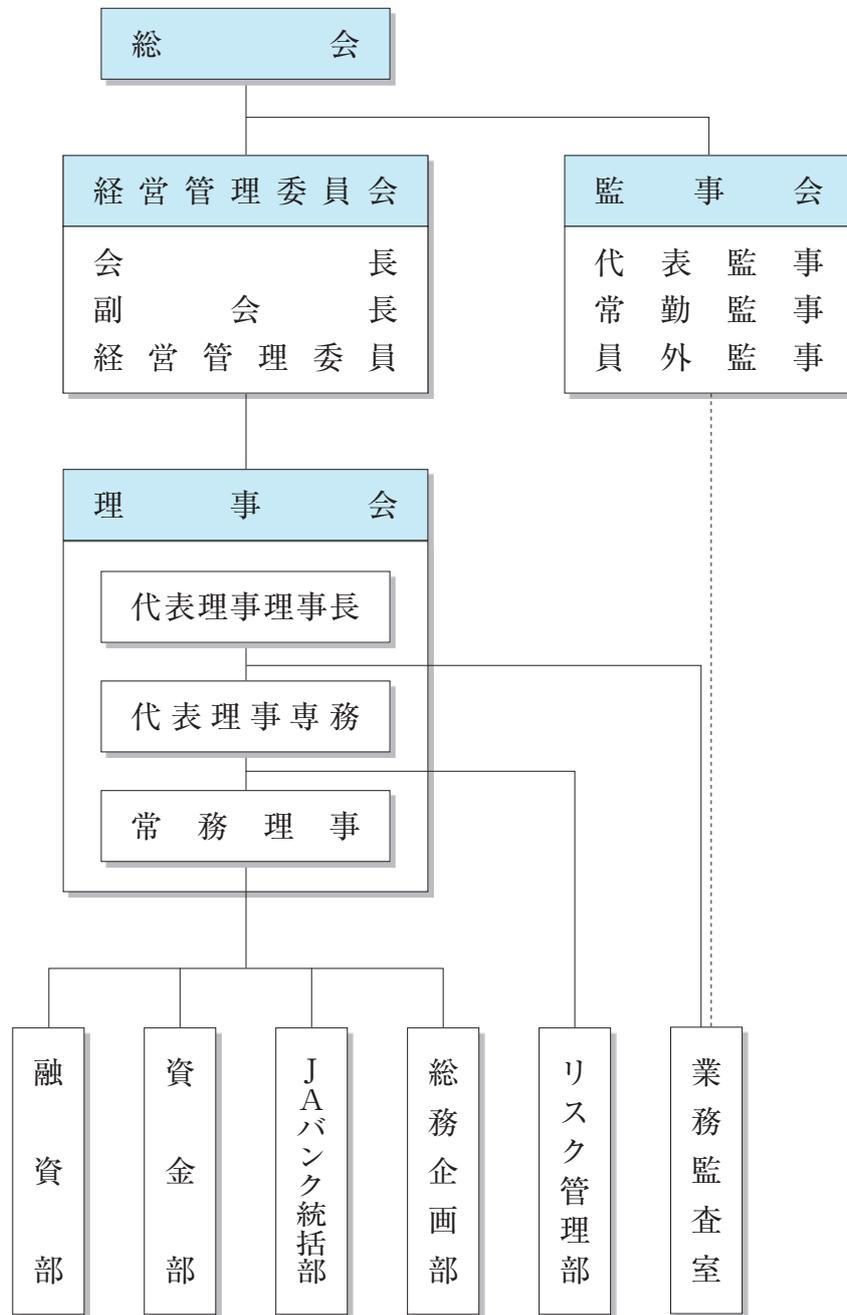
## 当会のプロフィール

---

組織図・職員数	94
役員	95
店舗・会員数等	96
当会のあゆみ	97

## ● 当会のプロフィール

## 組織図・職員数



(令和3年6月30日現在)

## [職員数]

区分	令和元年度	令和2年度
男子職員	53人	53人
女子職員	21人	22人
合計	74人	75人

(令和3年3月31日現在)

## ● 当会のプロフィール

## 役員



経営管理委員会会長  
小野寺 敬 作



経営管理委員会副会長  
後 藤 元 夫



代表理事理事長  
菅 原 和 則



代表理事専務  
荒木田 裕 樹

## [役員の一覧]

## ● 経営管理委員会

経営管理委員会会長（非常勤）	小野寺 敬 作
経営管理委員会副会長（非常勤）	後 藤 元 夫
経営管理委員（非常勤）	佐 藤 鋳 一
経営管理委員（非常勤）	浅 沼 清 一
経営管理委員（非常勤）	伊 藤 清 孝
経営管理委員（非常勤）	猪 股 岩 夫
経営管理委員（非常勤）	畑 中 新 吉
経営管理委員（非常勤）	千 田 幸 男

## ● 理事会

代表理事理事長（常勤）	菅 原 和 則
代表理事専務（常勤）	荒木田 裕 樹
常務理事（常勤）	工 藤 孝 志

## ● 監事会

代表監事（非常勤）	小 川 節 男
常勤監事（常勤）	鈴 木 邦 彦
員外監事（非常勤）	穀 田 有 一

（令和3年6月30日現在）

## ● 当会のプロフィール

## 店舗・会員数等

## [店舗]

店舗名	所在地	代表電話番号
本所	盛岡市大通一丁目2番1号	019-626-8700

## [会員数]

資格	令和元年度	令和2年度
正会員	21会員	21会員
准会員	61会員	61会員
合計	82会員	82会員

## access

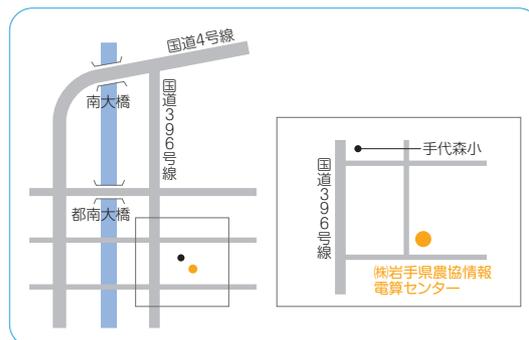


## [子会社等]

名称	株式会社 岩手県農協情報電算センター
所在地	盛岡市黒川7地割19番地
設立年月日	昭和53年4月14日
資本金	440百万円
当会出資比率	26.1%
業務内容	電算機処理の受託およびシステム開発

注) 関連法人等に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額および投資利益の金額の重要性が乏しいことから、令和3年3月における個別財務諸表への注記を省略しており、連結貸借対照表等いわゆる連結財務諸表については、作成していません。

## access



## [自動化機器設置状況]

	台数
県内JA設置ATM	179
当会設置ATM	3
合計	182

(令和3年3月31日現在)

## [会計監査人の名称]

みのり監査法人(令和3年6月現在) 所在地 東京都港区

## [特定信用事業代理業者の状況]

該当する取引はありません。



## ● 当会のプロフィール

## 当会のあゆみ（暦年）

## 昭 和

- 22年 「農業協同組合法」公布
- 23年 当会設立
- 29年 農林漁業金融公庫資金業務取扱い開始
- 37年 産業会館落成に伴い本所事務所移転
- 38年 住宅金融公庫資金業務取扱い開始
- 39年 全国農協貯金者保護制度発足
- 41年 内国為替業務開始
- 45年 盛岡手形交換所に代理交換加盟
- 49年 全国農協信用事業相互援助制度発足
- 51年 当会年度末貯金残高1,000億円達成
- 53年 雇用促進事業団の財形進学融資業務受託  
国民金融公庫の進学資金貸付業務受託
- 54年 全国銀行内国為替制度加盟
- 55年 当会年度末貯金残高2,000億円達成
- 56年 事務センター完成、オンラインシステム稼動
- 57年 現金自動支払機（CD）稼動
- 58年 協同クレジットカード（JAカード）取扱い開始
- 59年 県下農協貯金5,000億円達成記念並びに組合金融躍進大会開催  
江刺支所を水沢支所に統合。平成8年まで段階的に13支所を統廃合
- 60年 全国農協貯金ネットサービス稼動
- 61年 自由金利型定期貯金の取扱開始  
当会年度末貯金残高3,000億円達成
- 62年 岩手銀行とのCDオンライン提携開始
- 63年 マイカーローン「ウイング」発売

## 平 成

- 1年 レディースプラン「ほほえみ」発売
- 2年 都銀等との業態間CDオンライン提携（MICS）加盟  
当会年度末貯金残高4,000億円達成
- 3年 外貨両替業務取扱い開始
- 4年 当会年度末貯金残高5,000億円達成  
CIの展開 愛称「JA」の採用
- 6年 国債窓口販売業務取扱い開始（自己窓販）
- 8年 信用新オンラインシステム稼動  
支所閉所による本所集中体制の実現並びに本所1階店舗開設
- 9年 会内LAN稼動
- 10年 当会創立50周年記念式典開催  
JAバンクの導入
- 11年 投信販売業務取扱い開始
- 12年 県内イントラネット稼動
- 13年 経営管理委員会制度導入  
JAグループ貯金1兆254億円達成  
JAネットバンクサービス開始

- 14年 JAバンク基本方針に基づく「JAバンク岩手県本部」の設置  
郵便貯金とのATM提携
- 16年 JASTEMシステム稼動（農協系統全国統一オンラインシステム）  
JAバンク岩手ローンセンター開設  
JAバンク岩手事務集中センター開設
- 17年 決済用貯金取扱開始  
システムサービサー岩手営業所開設  
セブン銀行とのATM提携
- 18年 新JAカード取扱い開始
- 19年 JAいわてグループ経営健全化計画（再発防止策）策定  
JAバンク岩手農業金融センター開設
- 20年 3地区のJA合併に伴う財務支援の実施
- 21年 自己資本増強の実施  
農林中央金庫の増資への対応
- 22年 JAバンク岩手年金センター・同人材育成センター開設  
米戸別所得補償支払いへの対応
- 23年 東日本大震災の発生および復興支援対応  
JASTEM次期システム稼動  
県下JA貯金1兆円達成
- 24年 震災特例支援スキームに基づく、資本注入の対応  
JAバンク岩手ローンセンターによる特定信用事業代理業の開始
- 25年 CS改善プログラム導入  
コンビニATM（LANs、e-net）提携
- 26年 県下JA全渉外担当者、全店舗にタブレット端末導入  
法人JAネットバンクサービス開始  
JAバンク岩手アカデミー研修施設設置
- 27年 JAバンクでんさいサービス開始  
夏期・年末キャンペーン「ちょリスでGO！」発売  
農協改革に伴うJAバンク自己改革を決定
- 28年 第17次経営3か年計画スタート  
中央会・連合会の共通機構として「JAいわてグループ農業担い手サポートセンター」を設置  
信用事業強化計画の遂行による優先出資の全額消却  
経営健全化計画の前倒し達成による劣後ローン全額返済
- 29年 JA岩手中央酪の信用事業を譲受  
定期積金「カナエール」発売
- 30年 「JAいわてグループ経営健全化計画」の達成承認  
岩手県中小企業家同友会と包括連携協定締結
- 31年 自己資本増強の実施  
当会創立70周年記念誌発刊  
第18次経営3か年計画スタート

## 令 和

- 1年 会計監査人による監査開始
- 2年 新型コロナウイルス感染症対策として、BCP対応オフィスによる遠隔勤務の開始

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第54条の3に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しております。

単体開示項目（農業協同組合法施行規則第204条関連）……………ページ

<b>1 概況および組織に関する事項</b>	
（1）業務の運営の組織……………	6、94
（2）理事、経営管理委員および監事の氏名および役職名……………	95
（3）会計監査人の名称……………	96
（4）事務所の名称および所在地……………	96
（5）特定信用事業代理業者に関する事項……………	96
<b>2 主要な業務の内容</b>	
（1）主要な業務の内容……………	26～34
<b>3 主要な業務に関する事項</b>	
（1）直近の事業年度における事業の概況……………	9～14
（2）直近の5事業年度における主要な業務の状況……………	54
a 経常収益	
b 経常利益又は経常損失	
c 当期剰余金	
d 出資金および出資口数	
e 純資産額	
f 総資産額	
g 貯金等残高	
h 貸出金残高	
i 有価証券残高	
j 単体自己資本比率	
k 剰余金の配当の金額	
l 職員数	
（3）直近の2事業年度における事業の状況	
a 主要な業務の状況を示す指標……………	55～57
b 貯金に関する指標……………	58
c 貸出金等に関する指標……………	59～63
d 有価証券に関する指標……………	64～66
<b>4 業務の運営に関する事項</b>	
（1）リスク管理の体制……………	91～92
（2）法令遵守の体制……………	84
（3）中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組の状況……………	21
（4）苦情処理措置および紛争解決措置の内容……………	89
<b>5 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項</b>	
（1）貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書 又は損失金処理計算書……………	36～50
（2）貸出金にかかる額およびその合計額……………	62
a 破綻先債権に該当する貸出金	
b 延滞債権に該当する貸出金	
c 3か月以上延滞債権に該当する貸出金	
d 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
（3）元本補填契約のある信託に係る貸出金に係る事項……………	63
（4）自己資本の充実の状況……………	68～82
（5）取得価額又は契約価額、時価および評価損益……………	64～66
a 有価証券	
b 金銭の信託	
c テリバティブ取引	
d 金融等デリバティブ取引	
e 有価証券関連店頭デリバティブ取引	
（6）貸倒引当金の期末残高および期中の増減額……………	63
（7）貸出金償却の額……………	63
（8）会計監査人の監査を受けている旨……………	50

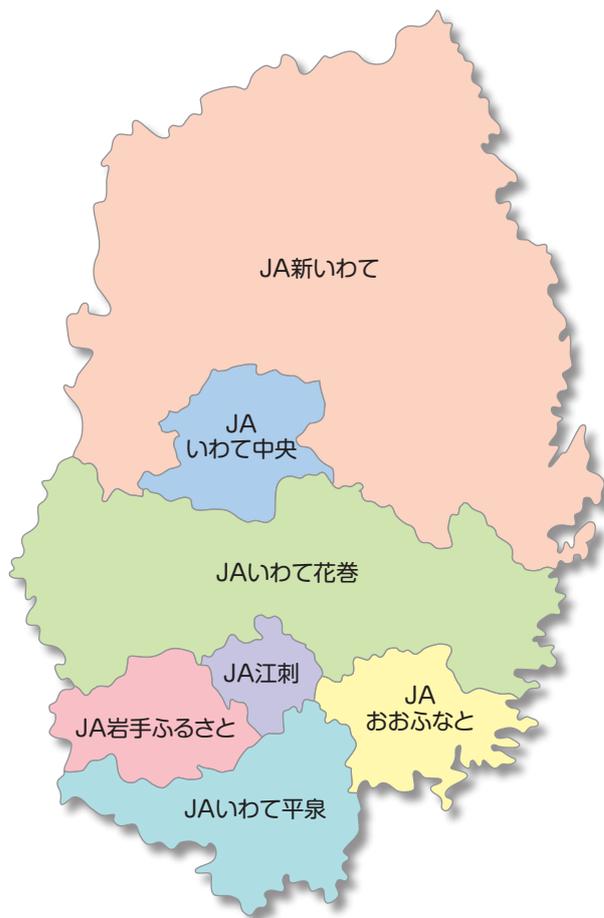
その他重要な事項（農業協同組合法施行規則第207条）

役員等の報酬体系……………	52～53
---------------	-------

## JAバンク岩手のネットワーク

県内JA数	7JA
店舗数	71店舗
移動店舗車両配置JA	JA新しいわて JAいわて花巻 JA岩手ふるさと JAおおふなと

令和3年6月30日現在  
※本所・本店を含み店舗内店舗を1とする。



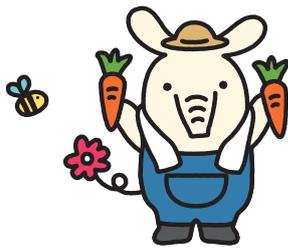
## 様々な情報を満載！ JAバンク岩手の公式サイト

JAバンク岩手の概要や、県内JAのお取扱商品・サービス等といったJAバンク岩手の各種情報が、インターネットでご覧いただけます。また、パソコンや携帯電話を利用して貯金残高・入出金明細の照会、振込、振替ができる「JAネットバンク」など、各種メニューへのリンクも充実しています。



<https://www.jaiwate.or.jp/jabank/>





## JA岩手県信連の現況

JA岩手県信連 総務企画部  
〒020-0022 盛岡市大通一丁目2番1号  
TEL 019-626-8700  
URL <https://www.jaiwate.or.jp/jabank/shinren>

令和3年7月発行

